第３編　震災対策編

第１章　災害予防計画

第１節　地震に関する調査研究計画

震災対策を効果的に推進するため、町が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

１　防災関係機関との情報交換等の実施

（１）他市町村との防災資料交換の積極的推進

防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換を推進する。

（２）県・国等関係機関との情報交換等の実施

県各機関、国等関係機関との情報交換・資料収集等に努める。

２　防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

（１）過去の災害等の資料整理・公開

過去の大規模災害関連の研究報告書、出版物、資料等の収集・整理を行い、ライブラリーとして、町役場等にコーナーを設ける。

（２）各種データの保存

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

３　町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

（１）直下型地震対応に関する調査・研究

土地利用の進展等に対応して、随時直下型地震対応に関する調査・研究を実施する。

（２）土砂災害との複合災害に関する調査・研究

土砂災害の多い地域防災特性をかんがみ、地震により引き起こされる可能性のある土砂災害についての調査・研究を実施する。

第２節　地震観測体制の整備計画

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、地震観測体制の整備を推進する。

１　町の地震観測体制の整備・強化

（１）町の地震観測体制

町は、町庁舎において震度計を設置しており、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

（２）観測体制の充実

県、山形地方気象台、町等防災関係機関は、震度情報ネットワークの機能・信頼性の向上のためのシステム構築の推進に努める。

第３節　防災知識の普及計画

町等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

１　防災関係機関職員に対する防災教育

（１）町における防災教育

第２編第１章第２節「１　防災関係機関職員に対する防災教育」を準用する。

（２）防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

２　一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について町が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るとともに、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動を通して防災に関する知識の普及啓発と、早期自主避難の意識浸透を図る。

（１）啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①　防災計画の概要

②　地震災害に関する一般知識

③　地震発生前の準備等についての啓発事項

ア　住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

イ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法

エ　自動車へのこまめな満タン給油

オ　高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

カ　家族が服用している医薬品の情報等の把握

キ　ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管

理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

ク　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ケ　町の災害史や地域の危険情報の把握

コ　地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

④　災害発生後の行動等についての啓発事項

ア　緊急地震速報発表時の行動

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動

ウ　自らの身を守る安全確保行動

エ　自動車運転時の行動

オ　地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

キ　広域避難の実行性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　応急救護の方法

ケ　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

コ　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

サ　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

シ　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

ス　生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

（２）啓発方法

町は県及びその他関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ＤＶＤの貸出し、地震体験車、山形県防災学習館等の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災担当と福祉担当との連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（３）住民の責務

各自主防災組織（町内会）は、地域の地理特性等の実情に即した防災訓練（避難訓練）を計画するよう努め、住民は、地域の防災訓練（避難訓練）などに積極的に参加するよう努める。

３　事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

（１）啓発内容

①　防災計画の概要

②　地震災害に関する一般知識

③　地震発生前の準備等についての啓発事項

ア　施設の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

イ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ　最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

エ　自動車へのこまめな満タン給油

オ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ　町の災害史や地域の危険情報の把握

キ　地域住民との協力体制の構築

ク　地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

④　地震発生後の行動等についての啓発事項

ア　緊急地震速報発表時の行動

イ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

ウ　自らの身を守る安全確保行動

エ　自動車運転時の行動

オ　地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

キ　広域避難の実行性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　応急救護の方法

ケ　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

コ　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

サ　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

シ　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

（２）啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

４　学校等（保育所、小中学校）教育における防災教育

第２編第１章第２節「４　学校等（保育所、小中学校）教育における防災教育」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

５　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

第２編第１章第２節「５　防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

第４節　地域防災力強化計画

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

１　消防団の活動

第２編第１章第３節「１　消防団の活動」を準用する。

２　自主防災組織の育成

第２編第１章第３節「２　自主防災組織の育成」を準用する。

３　企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

（１）企業等における自衛消防組織の育成

①　育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア　宿泊施設及び学校等（保育所、小中学校）、多数の者が出入し又は居住する施設

イ　石油類、ＬＰガス、危険物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所又は取扱所

ウ　多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

②　育成強化対策

ア　消防法に基づく指導

最上広域消防本部は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルにおいては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ　自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は最上広域消防本部と協力し、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③　自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア　平常時の活動

（ア）防災要員の配備

（イ）消防用設備等の維持及び管理

（ウ）家具・什器等の落下・転倒防止措置

（エ）各種防災訓練の実施等

イ　災害発生時の活動

（ア）出火防止及び初期消火活動の実施

（イ）避難誘導活動の実施等

（ウ）救援、救助活動の実施等

（２）企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を

行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（３）町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

町、県及び商工会は、中小企業等による防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（４）企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

（５）企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

４　地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

第２編第１章第３節「４　地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第５節　災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。また、町並びに町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成に努める。

１　ボランティアの定義と位置づけ

第２編第１章第４節「１　ボランティアの定義と位置づけ」を準用する。

２　一般ボランティア

第２編第１章第４節「２　一般ボランティア」を準用する。

３　専門ボランティア

第２編第１章第４節「３　専門ボランティア」を準用する。

４　活動環境の整備

第２編第１章第４節「４　活動環境の整備」を準用する。

第６節　防災訓練計画

地震発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

１　訓練の実施及び参加

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、法令、本計画及び町総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

（１）学校等（保育所、小中学校)、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。

（２）自主防災組織をはじめとする地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。

（３）県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

（４）無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

（５）総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。

（６）図上訓練等を実施するように努めること。

（７）被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。

（８）ペット同行避難者の受入を想定した訓練実施に努めること。

（９）緊急地震速報等をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。

(10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

(11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。

(12) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

２　訓練の種類及び内容の整備

第２編第１章第５節「２　訓練の種類及び内容の整備」を準用する。

※「突発的災害」を「地震災害」に、「災害」を「地震災害」に読み替える。

３　防災関係機関の防災訓練

第２編第１章第５節「３　防災関係機関の防災訓練」を準用する。

※「災害」を「地震災害」に読み替える。

４　保育所、小中学校の防災訓練

保育所、小中学校の管理者は、安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管

理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

（１）授業中、昼休み等学校等（保育所、小中学校）生活の様々な場面を想定すること。

（２）園児・児童生徒等の避難誘導を実施すること。

（３）季節を考慮した訓練を実施すること。

（４）できる限り地域との連携に努めること。

５　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

第２編第１章第５節「５　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練」を準用する。

※「災害」を「地震災害」に読み替える。

６　実践的な訓練の実施と事後評価

第２編第１章第５節「６　実践的な訓練の実施と事後評価」を準用する。

７　県・隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

第２編第１章第５節「７　県・隣接市町村等が実施する防災訓練への参加」を準用する。

第７節　避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

１　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等（保育所、小中学校）の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

（１）指定避難所等の定義

①　指定緊急避難場所

震災による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校等（保育所、小中学校）のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ防災計画で指定した場所をいう（資料・様式編　3-1）。

②　指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等(保育所、小中学校)の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ防災計画で指定した施設をいう（資料・様式編　3-2）。

（２）指定避難所等の指定

指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

①　土砂災害等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず危険区域内となる場合は、浸水、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

② 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

③ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

④ 発生が想定される避難者（大規模震災時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む。）をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の受入も考慮して指定避難所等を整備すること。避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度を目安とし、町が適当と認める場所とすること。

⑤ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

⑥ 公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

⑦ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

⑧ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

⑨ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

⑩ 学校等（保育所、小中学校）教育施設を避難所として指定する場合は、学校等（保育所、小中学校）が教育活動の場であることに配慮すること。学校等（保育所、小中学校）施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

⑪ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

⑫ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

⑬ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な

確保のために、避難所運営のノウハウを有するＮＰＯや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

（３）避難路の設定及び安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

①　指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む。）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

②　その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

（４）指定避難所等及び避難方法の事前周知

町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

①　避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

②　広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

③　ホームページへの掲載

④　防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

①　指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

②　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

③　避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

④　指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

⑤　自宅療養者への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（５）公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

２　避難指示等発令体制の整備

（１）避難指示等判断基準の設定

町は、災害時に適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

（２）全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

（３）国や県との連携

町は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

３　指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

（１）指定避難所及び避難路の耐震化

（２）断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

（３）地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む。）の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

（４）要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備

（５）要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備

（６）避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

（７）更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

（８）避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

（９）ホテルや旅館等の活用

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、防災担当と保健福祉担当が連携して、感染症患者の発生時の対応、ホテルや旅館等の活用等について検討するよう努める。

４　避難計画の整備

第２編第１章第６節「４　避難計画の整備」を準用する。

５　避難行動要支援者避難支援プラン、避難行動要支援者名簿の作成

第２編第１章第６節「５　避難行動要支援者避難支援プラン、避難行動要支援者名簿の作成」を準用する。

６　避難誘導体制の整備

第２編第１章第６節「６　避難誘導体制の整備」を準用する。

７　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（１）多数の震災時要配慮者が利用する施設

学校等（保育所、小中学校）、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

①　地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

②　入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

③　集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

④　災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等
⑤　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
⑥　施設に想定される災害リスク
⑦　避難の確保を図るための施設の整備
⑧　防災教育及び防災訓練

（２）不特定多数の者が利用する施設

宿泊施設、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

①　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
②　利用者の施設外への安全な避難誘導
③　避難所等に係る市町村等との事前調整

８　福祉避難所の指定

第２編第１章第６節「８　福祉避難所の整備及び指定」を準用する。

９　近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

第２編第１章第６節「９　近隣市町村における指定緊急避難場所の指定」を準用する。

第８節　救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

１　自主防災組織の対策

第２編第１章第７節「１　自主防災組織の対策」を準用する。

２　町及び消防機関の対策

第２編第１章第７節「２　町及び消防機関の対策」を準用する。

第９節　火災予防計画

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町及び消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

１　消防活動体制の整備・強化

（１）消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

（２）広域応援体制の整備

大規模地震発生等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行っている。

（３）消防団の育成強化

①　消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

②　消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

２　出火防止

（１）一般対策

①　町及び最上広域消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。

② 町及び最上広域消防本部は、火災の発生を防止するため、耐震安全装置付き石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

③ 最上広域消防本部は、不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

（２）家庭に対する指導

① 町及び最上広域消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 地震発生時の対策

（ア）使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

（イ）ガスの火を消し、元栓を閉める。

（ウ）電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

（ア）消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

（イ）住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

（ウ）危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

（３）防火対象物に対する指導

町及び最上広域消防本部は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

（４）防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防組織は、特定防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

３ 消防用設備等の適正な維持管理指導

第２編第１章第８節「３ 消防用設備等の適正な維持管理指導」を準用する。

４ 初期消火体制の強化

第２編第１章第８節「４ 初期消火体制の強化」を準用する。

５ 消防施設等の整備

第２編第１章第８節「５ 消防施設等の整備」を準用する。

第10節　医療救護体制整備計画

大規模地震時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町、県、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

１　医療関係施設の役割

第２編第１章第９節「１　医療関係施設の役割」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

２　医療関係施設の整備等

第２編第１章第９節「２　医療関係施設の整備等」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

３　初期医療体制の整備

第２編第１章第９節「３　初期医療体制の整備」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

４　医薬品等の整備

第２編第１章第９節「４　医薬品等の整備」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

５　医療体制等の整備

第２編第１章第９節「５　医療体制等の整備」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

６　災害拠点病院との連携

第２編第１章第９節「６　災害拠点病院との連携」を準用する。

第11節　地震防災施設等整備計画

町及び県等が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

１　整備対象施設等

（１）消防施設の整備

①　町による整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

②　最上広域市町村圏事務組合消防本部による整備

最上広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署は、消防力の整備指針等に基づき、消防機械、消防用水利、無線等施設の計画的な整備充実を図る。

なお、災害時に防災拠点となる最上広域消防本部及び消防署は、老朽化が進行していることに加え、浸水想定区域内に位置しているため、高機能指令センター等の浸水被害が想定される。そのため、大規模災害発生時には消防機能が失われる可能性があることから、新消防庁舎建設時に移転を図る必要がある。

（２）防災資機材の整備

町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

①　自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

②　町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

ア　コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

イ　消防本部等が使用する救助用資機材

ウ　水防用資機材

（３）防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備にあたっては、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

２　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第２条第１項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

（１）計画期間

第６次地震防災緊急事業五箇年計画　令和３年度～令和７年度

（２）対象事業

県計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。

①　避難地
②　避難路
③　消防用施設
④　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
⑤　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
⑥　共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設
⑦　医療法第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑧　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑨　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑩　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
⑪　⑦～⑩までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
⑫　砂防法第１条に規定する砂防設備、森林法第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第２条第２項第１号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
⑬　地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
⑭　地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
⑮　地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
⑯　地震災害発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
⑰　地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材
⑱　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

⑲　その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第12節　防災用通信施設災害予防計画

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

１　町防災行政無線の整備

第２編第１章第 10 節「１　町防災行政無線の整備」を準用する。

※「災害」を「地震災害」に読み替える。

２　通信施設の災害予防措置

第２編第１章第 10 節「２　通信施設の災害予防措置」を準用する。

３　通信機器の必要数の確保

第２編第１章第 10 節「３　通信機器の必要数の確保」を準用する。

４　電気通信設備等の活用

第２編第１章第 10 節「４　電気通信設備等の活用」を準用する。

第13節　地盤災害予防計画

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

１　土砂災害警戒区域等の調査･周知

第２編第１章第 11 節「１　土砂災害警戒区域等の調査・周知」を準用する。

２　地盤災害予防対策の推進

（１）危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定したうえで、一定の行為を禁止・制限し、町はこれに協力する。

法令名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

（２）地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

（３）災害防止対策工事の推進

町、国及び県は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

（４）警戒体制の確立

町は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

（５）緊急連絡体制の確立

町及び県は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

（６）緊急用資機材の確保

町及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

３　軟弱地盤等液状化対策の推進

（１）地盤液状化現象の調査研究

町及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

（２）地盤改良・液状化対策工法の普及

町及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

４　災害防止に配慮した土地利用の誘導

第２編第１章第 11 節「５　災害防止に配慮した土地利用の誘導」を準用する。

５　被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

６　緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

第２編第１章第 11 節「６　緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立」を準用する。

※「風水害等」を「地震」に読み替える。

第14節　孤立集落対策計画

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

１　孤立するおそれのある集落の把握

第２編第１章第 12 節「１　孤立するおそれのある集落の把握」を準用する。

※「大雨等」を「地震」に読み替える。

２　防災資機材等の整備

第２編第１章第 12 節「２　防災資機材等の整備」を準用する。

３　孤立予防対策の推進

第２編第１章第 12 節「３　孤立予防対策の推進」を準用する。

４　防災体制の整備

第２編第１章第 12 節「４　防災体制の整備」を準用する。

第15節　建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等（保育所、小中学校）の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町等が実施する災害予防対策について定める。

1　建築物の耐震性の確保

（1）防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町及び県は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

①　対策本部が設置される施設
　防災センター（町役場庁舎）

②　医療救護活動に従事する機関の施設
　舟形診療所等

③　応急対策活動に従事する機関の施設
　新庄警察署、最上広域消防本部消防署南支署

④　避難施設
　小中学校、体育館、公民館、文化施設、福祉避難所

⑤　社会福祉施設等
　光生園、えんじゅ荘、ほなみ、舟形徳洲苑

（2）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「舟形町建築物耐震改修促進計画」（平成 22 年３月策定）に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物を中心に、耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。また、町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

①　町内の住宅・建築物の耐震診断・改修は、所有者等自ら耐震化に努めることを基本とし、町は県や関係機関と連携し、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じ、「舟形町建築物耐震改修促進計画」により町内全域において施策の展開を図るものとする。

ア　国庫補助事業の「住宅・建築物耐震改修等事業」や「地域住宅交付金」等の制度の活用を図る。

イ　町や建築関係団体に耐震化等の住宅改修にかかる相談窓口を設置する。

ウ　住民に耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を行う。

② 建築物の耐震改修にあたっては、住民、事業者、町、県及び建築関係団体が、危機意識を共有しつつ、それぞれが主体となって取組むものとする。

③ 促進を図る支援策

町は、住宅・建築物の耐震化を促進するため、住民が実施する耐震診断・耐震改修を国庫補助制度等を活用しながら支援して行く。

また、県の補助制度も活用して行くため、耐震相談窓口や広報・ホームページにより情報提供、啓発に努める。

ア 県が実施する主な補助制度

（ア）「山形県住宅リフォーム資金融資制度」

10 万円以上 500 万円以内まで融資

a 融資対象：県内に本社のある大工・工務店へ発注の増改築

b 借入期間：10 年以内

c 固定金利：年 2.5%

d 無担保・保証人不要、各金融機関で受付

（イ）「山形の家づくり利子補給」

a 補給率：0.5%（バリアフリー・耐震建替住宅）、1.0%（県産木材を使用した住宅）

b 補給期間：３年間（３年固定金利）、５年間（５年固定金利）

c 補給対象：融資限度 2,500 万円以内（土地購入費を除く。）、融資期間 35 年以内の住宅ローン

④ 改修実施への環境整備

改修工事の内容、補強効果、費用、施工者等の改修についての疑問や問い合わせに関しては、住民が安心して耐震改修が行えるように「耐震相談窓口」を設置し、県や専門機関と連携しながら相談、情報提供を行い環境を整備する。

⑤ 地震時の建築物の総合的な安全対策

住民の生命・財産を守る立場から、広報紙やホームページ等で耐震化の必要性や地震防災知識の普及啓発を行い、耐震診断・改修へ誘導していく。

（３）防災設備等の整備、維持管理

① 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 配管設備類の耐震性の強化

イ 非常用電源の基本能力の確保

ウ 飲料水の基本水量の確保

エ 消防防災用設備等の充実

オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

② 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行

に努める。

２　公共建築物の耐震化の推進

町及び県は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成 17 年３月策定)」及び「県促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ。))を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

（１）防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

対策本部・支部を設置する施設、医療機関、避難所となる施設、学校等（保育所、小中学校)、社会福祉施設などの基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

（２）広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

（３）その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

３　一般建築物等の耐震化の推進

（１）不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

宿泊施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、町は、県及び最上広域消防本部等の指導のもと施設管理者に対し、（２）に掲げる一般建築物の耐震化及び以下の防災対策に取組むよう求めていく。

①　震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

②　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

③　避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練

④　震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

（２）住宅・建築物の耐震化

①　特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

ア　町及び県は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を

主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ　また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、町促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

ウ　耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

②　耐震診断・改修に関する知識の普及啓発

町及び県は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。

ア　木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及啓発を図る。

イ　木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。

（３）地震ハザードマップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、その地域に発生するおそれがある地震の被害予想について確実に伝え啓発し、住民に意識付けをすることが重要である。

町は、県からの資料提供を受け、「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度マップ）を作成し、その公表に努めるものとする。また、必要に応じてその更新を行うものとする。

（４）相談体制の整備・情報提供の充実

町は、住宅・建築物の耐震化について所有者が相談できる体制を整備するため、役場庁舎に「耐震相談窓口」を設置する。

耐震相談窓口では、県や住宅改修に係る財団法人から提供される耐震診断・耐震改修に関する情報を提供する他、「住宅リフォーム相談窓口」を併設し、住宅のリフォームに併せた耐震改修についての情報を提供する。さらに、より技術的な事項については専門機関を紹介する。

耐震相談窓口以外にも、庁舎や公共施設等で配布用パンフレットを常時設置し、ホームページ等と併せて情報提供・啓発に努める。

（５）ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町及び県は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、スクールゾーン内のブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

（６）窓ガラス等二次部材の落下防止

町及び県は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発しながら改修促進を図っていく。

（７）家具、電気製品等の転倒・落下防止

町及び県は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

（８）町内会等との連携

地区の町内会や自主防災組織などの地域活動組織の存在は、地震災害発生時の救護活動等に重要な役割を果たし、また、平常時においても危険箇所の点検や耐震化の啓発等の活動に期待ができるものである。このことから、その結成・活動を促進することはとても重要な課題である。

町は、木造の住宅や高齢者の単身世帯が多く、かつ、ある程度の規模がある地域を対象に、組織の育成・指導の推進を図る。

また、町は、それらの組織との相互連携を深めるため、各組織のリーダー等を対象とした講習会等を開催する。

４　耐震診断等推進体制の整備

（１）耐震診断・改修技術者の育成・登録

町及び県は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を県、町等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

（２）被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県及び町は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。

①　応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、町に配布する。

②　判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、町に配布する。

③　判定資機材等の整備

県は、町と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

④　関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、町、建築関係団体等と協議を行う。また、町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議

を進める。

（３）被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

５　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

（１）既存建築物に対する改善指導

建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、宿泊施設等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

（２）防火基準適合表示制度による指導

最上広域消防本部が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、最上広域消防本部と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

６　地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図る。

７　空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建

築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第16節　輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町、県等が実施する輸送体制の整備について定める。

１　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

第２編第１章第 14 節「１　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」を準用する。

※「災害発生時」を「地震発生時」に読み替える。

２　緊急輸送道路ネットワークの設定

第２編第１章第 14 節「２　緊急輸送道路ネットワークの設定」を準用する。

※「災害発生時」を「地震発生時」に読み替える。

３　物資拠点候補地の選定

第２編第１章第 14 節「３　物資拠点候補地の選定」を準用する。

４　物資拠点の環境整備等

第２編第１章第 14 節「４　物資拠点の環境整備等」を準用する。

５　臨時ヘリポート候補地の選定

第２編第１章第 14 節「５　臨時ヘリポート候補地の選定」を準用する。

６　緊急輸送用車両等の確保・整備

第２編第１章第 14 節「６　緊急輸送用車両等の確保・整備」を準用する。

７　緊急通行車両確保のための事前対策

第２編第１章第 14 節「７　緊急通行車両確保のための事前対策」を準用する。

第17節　各種施設災害予防対策関係

第１款　交通関係施設災害予防計画

地震による、道路及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

１　各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

（２）施設の点検・整備

地震発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

（３）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

（４）復旧資機材等の確保

地震発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

２　道路の災害予防対策

第２編第１章第 15 節第１款「２　道路の災害予防対策」を準用する。

※「安全」を「耐震」に読み替える。

※「災害」を「地震」に読み替える。

第２款　土砂災害防止施設災害予防計画

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするため、災害予防対策について定める。

１　各施設に共通する災害予防対策

町は、土砂災害防止施設の管理者に対し次の災害予防対策を要請する。

（１）防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

（３）施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

（５）応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

（６）災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

２　治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じ、町はこれに協力する。

（１）保安林の指定及び整備

①　森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

②　地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

（２）治山施設の整備

①　危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画並びに地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

② 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

③ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

（３）林道施設の整備

森林整備保全事業計画、民有林林道整備計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路、代替路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

（４）山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

３ 砂防設備等の災害予防対策

第２編第１章第 15 節第２款「３ 砂防設備等の災害予防対策」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

第３款　河川施設災害予防計画

地震による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を行うための体制づくりについて定める。

１　各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

災害発生時における施設の被害状況を把握するための情報入手方法を整備する。

（３）施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

（５）応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

２　河川構造物の災害予防対策

各施設管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

（１）堤防等河川構造物の点検、耐震化の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強に努めるよう指導する。

（２）占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

（３）防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項をあらかじめ定めておくほか、洪水ハザードマップの周知に努める。

第４款　農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするため、災害予防対策について定める。

１　各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

（２）情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

（３）施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

（４）耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

（５）復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

２　農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

町管理の農道について、地震による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を進める。

３　用排水施設の災害予防対策

主要な用排水施設等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不充分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

４　ため池施設の災害予防対策

第２編第１章第 15 節第４款「４　ため池施設の災害予防対策」を準用する。

※「洪水吐機能」を「耐震性」に読み替える。

第５款　電気通信施設災害予防計画

町は、電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を地震発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、東日本電信電話株式会社に対し、以下の予防対策を講じるよう、必要に応じて要請する。

１　防災体制の整備

第２編第１章第 15 節第５款「１　防災体制の整備」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　広報活動

第２編第１章第 15 節第５款「２　広報活動」を準用する。

※「災害」を「地震」に読み替える。

３　電気通信施設の災害予防対策

第２編第１章第 15 節第５款「３　電気通信施設の災害予防対策」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

４　災害対策用資機材等の確保と整備

第２編第１章第 15 節第５款「４　災害対策用資機材等の確保と整備」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

第６款　電力供給施設災害予防計画

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

１　防災体制の整備

第２編第１章第 15 節第６款「１　防災体制の整備」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　防災関係機関との連携

第２編第１章第 15 節第６款「２　防災関係機関との連携」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

３　広報体制の確立

第２編第１章第 15 節第６款「３　広報体制の確立」を準用する。

※「災害」を「地震」に読み替える。

４　電力設備の災害予防対策

第２編第１章第 15 節第６款「４　電力設備の災害予防対策」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

５　災害対策用資機材等の整備

第２編第１章第 15 節第６款「５　災害対策用資機材等の整備」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

第７款　上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町が実施する災害予防対策について定める。

１　防災体制の整備

第２編第１章第 15 節第７款「１　防災体制の整備」を準用する。

※「災害」を「震災」に読み替える。

２　防災広報活動の推進

町は、地震発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

（１）住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

（２）町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

（３）医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

３　上水道施設の被害想定

町は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

（１）構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

（２）上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

①　管路の被害想定

②　構造物及び設備の被害想定

③　被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

④　断水期間

（３）耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

① 上水道施設ごとの応急復旧期間

② 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

③ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

4 上水道施設の災害予防措置

町は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

（1）重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

① 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

② 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

③ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

④ 配水池容量（12 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

⑤ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

⑥ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

⑦ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

（2）代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（3）バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

① 重要施設の複数配置による危険分散の強化

② 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

③ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

（4）機械設備や薬品管理における予防対策

① 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

② 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

③ 水道用薬品の適正な量の備蓄

（５）二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

５ 災害対策用資機材等の整備

第２編第１章第 15 節第７款「４ 災害対策用資機材等の整備」を準用する。

６ 生活用水水源の把握

第２編第１章第 15 節第７款「５ 生活用水水源の把握」を準用する。

第８款　下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画

地震による下水道施設及び農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧するため、町が実施する災害予防対策について定める。なお、町は、大規模災害時においても必要な業務を継続して実施するため、舟形町下水道業務継続計画［地震対策編］を策定している。

１　防災体制の整備

第２編第１章第 15 節第８款「１　防災体制の整備」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　広報活動

第２編第１章第 15 節第８款「２　広報活動」を準用する。

３　下水道施設・農業集落排水施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設及び農業集落排水施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

（１）耐震性の確保

①　耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル２、その他の幹線についてはレベル１の地震動に対応する構造とする。

レベル１地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル２地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

②　耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

③　耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

ア　管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

イ　処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

④　液状化対策

下水道施設及び農業集落排水施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆どすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基

礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

（２）安全性の確保

①　施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

②　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

③　維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として５年に１回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

（３）長時間停電対策

①　非常用電源の確保

下水道施設及び農業集落排水施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

②　燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は 72 時間分の備蓄を目標とする。

４　災害復旧用資器材等の確保

第２編第１章第 15 節第８款「４　災害復旧用資器材等の確保」を準用する。

第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町及び県が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

１　基本的な考え方

第２編第１章第 16 節「１　基本的な考え方」を準用する。

２　食料等の確保品目及び方法

第２編第１章第 16 節「２　食料等の確保品目及び方法」を準用する。

第19節　文教施設等における災害予防計画

地震発生時において、学校等（保育所、小中学校）の園児・児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・町教育委員会等及び学校等（保育所、小中学校）施設の管理者等は災害予防対策を進める。

１　学校等（保育所、小中学校）の災害予防対策

（１）学校等（保育所、小中学校）安全計画の策定

①　策定

校長等は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、すべての教職員が学校等（保育所、小中学校）安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

②　内容

ア　安全教育に関する事項

（ア）学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

（イ）学年別・月別の指導事項

ａ　特別活動における指導事項

（ａ）学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

（ｂ）学校等（保育所、小中学校）行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

（ｃ）児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

ｂ　課外における指導事項

ｃ　個別指導に関する事項

（ウ）その他必要な事項

イ　安全管理に関する事項

（ア）対人管理の事項

学校等（保育所、小中学校）生活の安全管理の事項

（イ）対物管理の事項

学校等（保育所、小中学校）環境の安全点検の事項

ウ　学校等（保育所、小中学校）安全に関する組織活動の事項（研修含む。）

（２）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長等は、園児･児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校等（保育所、小中学校）の実情に応じて、危険発生時において当該学校等（保育所、小中学校）の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処

要領を作成する。

（３）学校安全委員会の設置

校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

（４）学校等（保育所、小中学校）防災組織の編成等

校長等は、学校等（保育所、小中学校）防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

①　学校等（保育所、小中学校）防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

②　教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

③　家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び園児・児童生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

④　施設、設備等の点検・整備

ア　学校等（保育所、小中学校）の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、園児・児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

イ　積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

⑤　防災用具等の整備

ア　医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

イ　児童生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

（５）防災教育

①　校長等は、園児・児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校等（保育所、小中学校）教育における具体的な防災教育は、本編第１章第３節「防災知識の普及計画」による。）。

②　町及び県は、学校等（保育所、小中学校）と連携し、防災教育の推進を支援していく。

（６）防災訓練

校長等は、児童生徒等及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校等（保育所、小中学校）教育における具体的な防災訓練は、本章第６節「防災訓練計画」による。）。

（７）施設の耐震性の強化

学校等（保育所、小中学校）施設は、園児・児童生徒等が１日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難所の役割を果たすため、学校等（保育所、小中学校）設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する（具体的な施設の耐震性の強化対策は、本章第 15 節「建築物災害予防計画」による。）。

２　学校等（保育所、小中学校）以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館及び体育施設等学校等（保育所、小中学校）以外の文教施設は、学校等（保育所、小中学校）と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

（１）防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

（２）自衛防災組織の編成

地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

（３）避難体制の確立

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

（４）防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校等（保育所、小中学校）に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

② 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第20節　要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、町、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

１　在宅の要配慮者対策

第２編第１章第 18 節「１　在宅の要配慮者対策」を準用する。

２　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の社会福祉施設、学校その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）について、避難確保計画にその名称及び所在地を定めるとともに、避難確保計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

①　防災体制の整備

ア　自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ　職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ　情報連絡、応援体制の確立

最上広域消防本部南支署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、新庄警察署及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、ＮＰＯ･ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行（昭和 56 年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

⑤ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受入れられる体制の整備に努める。

（２）町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

② 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

３ 外国人の安全確保対策

第２編第１章第 18 節「３ 外国人の安全確保対策」を準用する。

第21節　積雪期の地震災害予防計画

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

１　克雪対策

（１）道路の雪対策

①　道路除排雪体制の強化

ア　一般国道、県道及び町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

イ　町、県及び国は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

②　積雪寒冷地に適した道路整備

ア　町、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

イ　町、県及び国は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

（２）除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

（３）雪崩防止対策の推進

町、県及び国は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

（４）住宅除雪体制の整備

①　克雪住宅の普及等

町及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

②　要配慮者世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

（５）消防水利の整備

町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

２　緊急活動対策

（１）緊急輸送道路の確保

町、県及び国の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

（２）通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

（３）雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

（４）避難所の整備

①　集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

②　避難所の寒冷対策

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営にあたっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

（５）積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

３　総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、県及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第２章　災害応急計画

第１節　活動体制関係

第１款　応急活動体制

舟形町の地域に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてを挙げて、災害応急活動の協力をするものとする。

１　防災関係機関の応急活動

町をはじめとする防災関係機関の応急活動を３つの時期区分に分けると、以下に示すとおりとなり、町の各組織は「２　対策本部（５）」に示すとおりである。

	初動体制確立期 （おおむね１時間以内）	緊急対策期 （おおむね６時間以内）	応急対策期 （おおむね24時間以内）
舟 形 町	①　指揮系統の確立 ②　職員参集、配置 ③　情報収集伝達 ④　県からの地震情報等の住民、関係機関への伝達 ⑤　消防団の出動 ⑥　県への災害発生情報の報告	①　対策本部の設置 ②　県への被害状況の報告 ③　関係機関との情報交換 ④　避難所の開設、避難指示 ⑤　緊急道路の確保 ⑥　危険道路の交通規制 ⑦　広報 ⑧　他市町村への応援要請（市町村応援協定） ⑨　陸上自衛隊救助部隊の要請（県、自衛隊）	①　県への被害状況報告 ②　県・他市町村への応援要請 ③　関係機関との情報交換 ④　医療救護 ⑤　食料、飲料水の供給 ⑥　生活物資の供給 ⑦　救援物資の受入手配 ⑧　物資輸送ルートの確保、輸送 ⑨　道路の復旧 ⑩　建設物応急対策 ⑪　ボランティアの受入 ⑫　文教・防疫活動
住民	①　自主防災活動 ②　自主避難	①　避難	

２　対策本部

舟形町の地域内に地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、基本法第 23 条に基づき町長が必要と認めたとき対策本部を設置するものとする。

また、災害の危険が解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

（１）設置基準

町長は、次に掲げる基準に該当する場合は対策本部を設置することができ

る。

設置基準	①　舟形町を含む地域に震度６弱以上の地震が観測されたとき

（２）本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として町役場（本部員会議室：防災センター又は本庁舎３階会議室）内とする。

庁舎被災により防災センター又は庁舎内に設置するのが不可能な場合は、以下の町有施設内を代替設置場所とする。

①　第１順位　　舟形町中央公民館

②　第２順位　　舟形町立舟形小学校

なお、危機管理室長は、対策本部が設置されたときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「舟形町災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同連絡室、避難場所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、住民等の問い合わせに便宜を図るものとする。

（３）設置の順位者

対策本部の設置決定は、町長が行う。

ただし、町長が不在の場合は、副町長、教育長、総務課長、危機管理室長の順に設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに町長の承認を得るものとする。

（４）報告・通知・公表先等

対策本部を設置したときは、直ちにその旨を通知及び公表する。

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
町役場庁舎内各部長班長	総務課長 危機管理室長 まちづくり課長	庁内放送、庁内電話、口頭、 その他迅速な方法
最上市広域町村圏事務組合 消防本部消防署南支署長 町消防団長		防災行政無線、ＦＡＸ、 電話・口頭その他迅速な方法
住民		広報車、町防災行政用無線、 口頭その他迅速な方法
県知事及び県支部 新庄警察署長 舟形町防災会議委員		県防災行政無線 ＦＡＸ、電話、口頭、 その他迅速な方法
近隣市町村長		県防災行政無線、ＦＡＸ 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関等 町内会長 町議会議員		ＦＡＸ、電話、口頭又は文書 その他迅速な方法

（５）対策本部組織

舟形町防災会議

対策本部	本部長	町長
	副本部長	副町長、教育長
	本部員	総務課長 ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌｧｰｽﾄ推進室長 まちづくり課長 住民税務課長 危機管理室長 健康福祉課長 地域整備課長 地域強靭化対策室長 農業振興課長 会計管理者 議会事務局長 教育課長
	本部付	最上広域消防本部 消防署南支署長 新庄警察署長 舟形町駐在所
本部連絡室	室長	危機管理室長
	連絡員	本部長の指名する職員 防災関係機関派遣職員 （アドバイザー）

総務部 部長：総務課長	総務班 財政管財班
企画部 部長:まちづくり課長	地域班 商工班
住民部 部長：住民税務課長 危機管理室長	危機管理班 衛生班 調査班
福祉部 部長：健康福祉課長	福祉班 衛生救護班
建設部 部長：地域整備課長	土木建設班 上下水道班
農林部 部長：農業振興課長	農政班
出納部 部長：会計管理者	出納班
教育部 部長：教育課長	教育班
最上広域消防長	
消防団長	消防団

協力機関・団体

・県の機関	・事務組合等	・新庄警察署
・指定地方行政機関	・指定公共機関	・指定地方公共機関
・舟形町土地改良区	・もがみ中央農業協同組合	・山形県農業共済組合
・小国川漁業協同組合	・日本赤十字社舟形分区	・舟形町社会福祉協議会
・もがみ南部商工会等の経済団体	・舟形診療所	
・（福）舟和会	・（老健）舟形徳洲苑	
・ＰＴＡ　・自主防災組織	・電気工事業者	・舟形町建設業者
・舟形町指定給水装置工事事業者	・危険物等貯蔵施設管理者及び取扱業者	
・一般運送業者及びその協会	・その他防災上重要な施設管理者	

（６）対策本部事務分掌等

①　本部長、副本部長、本部員の主な任務

職　名	主　な　任　務
本部長	①防災会議、本部員会議の議長となること。 ②避難の指示、警戒区域の指定を行うこと。 ③国、自衛隊、県、防災関係機関、他の自治体、住民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 ④その他本部が行う応急復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること。 ⑤本部事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。 ⑥本部長室又は本部員会議室に在籍し、若しくは所在を明らかにしておくとともに、適切な判断を迅速に行うためにふさわしい体調を常に維持すること。
副本部長	①本部長が不在若しくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。 ②副本部長として、災害対策に関する情報を常に掌握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと。 ③本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交替要員となること。
本部員	①部長として、担当部の職員を指揮監督すること。 ②本部員会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ③本部長、副本部長が不在又は事故の場合に、本部長、副本部長の職務を代理すること。 なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める。 ④部の職員に過度の負担・責任がかからぬよう、明確な指示を行うとともに、応援職員その他交代要員の確保により適宜休養・睡眠をとらしめること。

②　本部付の主な任務

職　名	主　な　任　務
本部付	①災害対策に関する情報及び所属機関の応急・復旧対策状況を常に掌握し、本部長に適切なアドバイスを行うこと。 ②関係機関と町との連絡調整に関すること。

③　消防団の主な任務

所　属　名	主　な　任　務
舟形町 消防団	①消防活動に関すること。 ②水防活動に関すること。 ③避難対策（指示、伝達、誘導）に関すること。 ④救助活動に関すること。 ⑤行方不明・遺体の捜索に関すること。 ⑥災害状況の調査等の協力に関すること。

④　事務分掌

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
各部・各班に共通する事務		1　職員･来庁者の救助･搬送に関すること。 2　各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 3　所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 4　所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 5　使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 6　指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 7　所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 8　住家被害状況の調査、り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 9　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 10　他部・班、部内他班への応援・協力に関すること。 11　その他本部長の命ずる事項に関すること。	
総務部 ◎総務課長 ○議会事務局長 ○ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌｧｰｽﾄ推進室長	総務班 総務課長補佐等	1　災害時における職員の動員計画の作成並びに実施に関すること。 2　町職員等の非常招集に関すること。 3　大規模災害時における自衛隊の派遣要請依頼、警察官、県職員及び他市町村職員の災害派遣要請と活動状況の把握に関すること。 4　大規模災害時における各部の連絡調整に関すること。 5　大規模災害時における県、県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 6　受援に関する状況把握・取りまとめ、体制の確保に関すること。 7　被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること。 8　国、県に対する要望、陳情等の資料作成に関すること。 9　町議会との連絡に関すること。 10　応急対策活動に係る住民の苦情処理に関すること。 11　諸団体への協力要請及び受入に関すること。 12　災害義援金の配分に関すること。	総務係 議会事務局 ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌｧｰｽﾄ推進室
	財政管財班	1　災害時における公有車両の運行計画に	財政係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
	総務課長補佐等	関すること。 2　緊急輸送に関すること。 3　緊急通行車両の確認証明に関すること。 4　災害関係者の調査等に関すること。 5　町有施設（教育施設を除く。）及び町有財産の被害調査に関すること。 6　町有施設の災害のための使用に関すること。 7　災害関係の予算措置に関すること。 8　救援物資の受理、保管並びに配分に関すること。 9　災害救援物資の調達及び経理に関すること。	管財係
企画部 ◎まちづくり課長	地域班 まちづくり課長補佐等	1　本部との連絡提携に関すること。 2　災害に関する相談に関すること。 3　災害情報等の広報に関すること（広報車)。 4　災害写真の撮影、記録収集に関すること。 5　避難計画及び避難者の誘導に関すること。 6　指定避難所、指定緊急避難場所の開設に関すること。 7　災害時における報道機関への連絡に関すること。 8　復興計画に関すること。	企画調整係 地域支援係
	商工班 まちづくり課長補佐等	1　商工業、観光施設等の被害調査並びに復旧対策に関すること。 2　被災商工業者の経営相談に関すること。 3　り災者の生活必需物資の調達斡旋に関すること。 4　り災者に対する食品等の供与に関すること。 5　物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 6　雇用対策に関すること。	商工支援係 交流促進係
住民部 ◎危機管理室長 ○住民税務課長	危機管理班 住民税務課長補佐等	1　舟形町防災会議に関すること。 2　対策本部の開設並びに閉鎖に関すること。 3　対策本部会議の運営及び庶務に関すること。 4　災害時における消防団及び水防団の動員計画に関すること。 5　水害、火災その他の災害予防に関すること。 6　救助法に基づく救助業務に関すること。 7　災害報告書のとりまとめ並びに関係機関等への報告に関すること。	危機管理係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
		8　地震情報、気象情報の収集及び通報に関すること。 9　指定避難所、指定緊急避難場所の指定に関すること。 10　高齢者等避難、避難指示等の発令に関すること。 11　自主防災組織との連絡調整に関すること。 12　救急、捜索、救助活動に関すること。 13　遺体の捜索、収容並びに処理に関すること。 14　災害における各部の連絡調整に関すること。 15　対策本部連絡室に関すること。 16　県、県災害対策本部等との連絡調整に関すること。 17　災害情報等の広報に関すること（防災無線等）。 18　本部長の命令伝達に関すること。	
	衛生班 住民税務課長 補佐等	1　災害時のごみ処理及び汚物処理に関すること。 2　災害廃棄物処理に関すること。 3　災害ゴミ処理のための建設業者との連絡調整に関すること。 4　災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること。	生活安全係
	調査班 住民税務課長 補佐等	1　被災者の調査に関すること。 2　り災証明書の発行に関すること。 3　被災者台帳の作成に関すること。 4　住家等の被害調査に関すること。 5　徴税の取扱いに関すること。	税務係 住民係
福祉部 ◎健康福祉課長	福祉班 健康福祉課長 補佐等	1　福祉施設の災害対策に関すること。 2　福祉避難所に関すること。 3　要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 4　生活保護関係のり災者に対する援護対策に関すること。 5　り災地における児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 6　災害弔慰金、災害援護資金に関すること。 7　り災者に対する拠出金の保険料免除に関すること。 8　り災者に対する福祉年金受給者所得制限の緩和に関すること。 9　日本赤十字社山形県支部、町社会福祉協議会との連携に関すること。 10　災害ボランティアセンターの運営の指導及び助言に関すること。	福祉係 医療年金係 介護保険係 子育て支援センター

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
		11　避難行動要支援者名簿の管理に関すること。 12　個別避難計画に関すること。 13　避難行動要支援者の安否確認に関すること。	
	衛生救護班 健康福祉課長補佐等	1　災害時の感染症、その他疾病の予防に関すること。 2　医療薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 3　衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4　救護所の開設に関すること。 5　医療班の編成及び協力活動に関すること。 6　り災傷病者の医療措置及び助産に関すること。 7　医師及び助産婦の協力要請に関すること。 8　予防注射、その他医療一般に関すること。 9　り災者の保健指導に関すること。 10　診療施設の被害調査及び応急対策に関すること。	地域保健係 地域包括支援センター
建設部 ◎地域整備課長 ○地域強靭化対策室長	土木建設班 地域整備課長補佐等	1　道路、河川、堤防、橋梁等の危険予防並びに応急復旧対策に関すること。 2　土木施設の危険情報及び被害状況の調査に関すること。 3　交通途絶箇所及び交通迂回路線の標示並びに周知に関すること。 4　災害対策のための建設業者との連絡調整に関すること。 5　砂防、地すべり、その他施設の対策及び復旧に関すること。 6　がれき処理、障害物除去に関すること。 7　指定避難所、応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること。 8　災害住宅復旧資金の融資に関すること。 9　建設資材の調達、確保並びに輸送に関すること。 10　仮設住宅の入居選定に関すること。 11　被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。	農村整備係 建設企画係 地域強靭化対策室
	上下水道班 地域整備課長補佐等	1　上下水道施設の被害調査に関すること。 2　災害地に対する飲料水の供給並びに周知に関すること。 3　断水時における水質検査及び水質管理に関すること。 4　水源地及び送配水管の復旧作業に関すること。 5　災害時における水利の確保に関すること。 6　災害応急復旧資材の確保に関すること。	水道係 下水道係

部名	班名（職名）	事務分掌	班員
		7　災害に伴う水道料金、下水道料金及び集落排水使用料金の減免に関すること。 8　その他施設の応急処理に関すること。	
農林部 ◎農業振興課長	農政班 農業振興課長補佐等	1　農林水産業関係の被害調査並びに復旧対策に関すること。 2　り災者用の食料（米穀）の調達確保及び応急配給に関すること。 3　り災農家に対する各種農業災害資金の融資に関すること。 4　病虫害の発生予防及び防除に関すること。 5　災害時における種苗、肥料等生産資材対策に関すること。 6　農畜防疫及び飼料の調達確保に関すること。	農政企画係 農業振興係
出納部 ◎会計管理者	出納班 会計室	1　災害義援金の出納に関すること。	会計室
教育部 ◎教育委員会教育課長	教育班 教育課長補佐等	1　指定避難所（学校、公民館等）の供与に関すること。 2　教育関係被害の応急対策及び災害復旧予算に関すること。 3　教育関係被害状況調査及び復旧対策に関すること。 4　文化財、公民館等の災害対策に関すること。 5　保育所、学童保育所の園児等の災害対策に関すること。 6　災害時の園児・児童生徒等の避難等安全に関すること。 7　災害時の園児・児童生徒等の保護に関すること。 8　教職員の災害対策のための確保、動員に関すること。 9　被災園児・児童生徒等の教科書、学用品の支給に関すること。 10　被災園児・児童生徒等の教育に関すること。 11　被災時における学校等（保育所、小中学校）給食の対策に関すること。 12　教育関係義援金及び物品の配分に関すること。	学事係 社会教育係 社会体育係
消防団 最上広域消防本部南支署		1　災害の警戒、防ぎょ並びに負傷者の救助救出活動に関すること。 2　危険区域住民の避難誘導に関すること。	

（注）◎：部長　　○：次長

⑤　その他本部共通事項

各部班長 （課長補佐又は各部長が選任した職員）	①部の庶務に関すること。 ②本部員会議事務局、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ③部内職員の動員・配備のとりまとめ ④所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ ⑤所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策のとりまとめ ⑥関係機関との連絡調整
連絡員 （各部に属する職員のうち各部長が選任した若干名の職員）	
各部に共通する事務	①部内職員の動員・配備に関すること。 ②所管事項に関する被害状況及び災害対策に関すること。 ③所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧に関すること。 ④所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 ⑤り災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関すること。 ⑥物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 ⑦他部・班の協力に関すること。 ⑧その他本部長及び当該部長の指示に関すること。

⑥　本部連絡室

室長を危機管理室長とし、各部長の選任した連絡員で構成し、室長が必要と認めたとき招集、本部連絡室を設置するとともに、次にあげる事項について活動を行う。室長は、本部員会議あるいは本部長の指令等を各部に連絡するとともに、各部からの情報をとりまとめ、本部長に報告するものとする。

- ○　本部長の命令伝達
- ○　本部員会議と所属部との連絡
- ○　部相互の連絡調整
- ○　所属部の災害情報の収集並びに気象情報の収集
- ○　災害対策活動に関する情報の整理

⑦　現地本部

ア　本部長は、局地災害等により応急対策を図る必要があると認めたときに、必要に応じ現地派遣班を編成し、災害現地に現地本部を置く。

イ　現地本部には、現地本部長を置くこととし、対策本部員その他の職員のうちから対策本部長がその都度指名する者をもって充てる。

ウ　本部長は、現地本部を設置した地域について、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地本部を廃止する。

（7）本部の運営等

①　本部員会議

本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
本部員会議における協議事項は次のとおりとする。

協議事項	○　災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 ○　各部の総合統制に関すること。 ○　動員配備体制に関すること。 ○　自衛隊派遣依頼に関すること。 ○　現地本部に関すること。 ○　国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○　救助法適用申請に関すること。 ○　他市町村への応援要請に関すること。 ○　災害対策に要する経費に関すること。 ○　その他重要な災害対策に関すること。

②　本部員会議開設に必要な資機材等の準備

○　舟形町災害対策図板（各種被害想定図含む。）の設置
○　被害状況図板・黒板等の設置
○　住宅地図等その他地図類の確保
○　携帯ラジオ・テレビの確保
○　コピー機等の複写装置の確保
○　ビデオ・テープレコーダー・カメラ等の記録装置の確保
○　防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
○　自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
○　被害状況連絡票その他の書類の確保
○　懐中電灯その他必要資機材の確保
※　防災センター及び町役場被災も想定し、第２順位の対策本部予定施設にもあらかじめ分散準備しておくものとする。

③　通信手段の確保

防災行政無線や電話（災害時優先電話）の機器を準備するとともに、有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

④　自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講じる。

３　国及び県等との連携

国及び県の災害現地対策本部及び防災関係機関との連携を図り、総合的な応急対策を効果的に実施する。

４　防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに

実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

５　業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、平成 29 年度に町業務継続計画を策定しており、引き続き業務継続性の確保を図るものとする。

また、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

さらに、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

６　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

７　複合災害への対応

（１）町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、対策本部の運営にあたる。

（２）複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地本部についても、同様の配慮を行う。

（３）町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

（４）町は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第２款　職員の動員配備体制

災害応急対策を円滑に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、この計画に基づき町職員を迅速かつ確実に動員配備するものとする。

１　配備基準及び配備職員の動員構成

職員配備の決定基準及び配備職員の動員構成は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。

災害時の動員配備体制の基準及び内容

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
警戒１号配備（地震気象）	①　気象警報発表時 ②　台風接近時等の大雨、洪水注意報発表時 ③　竜巻注意情報発表時 ④　町域において震度３の地震が観測されたとき。 ⑤　町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	・被害情報等の災害関連情報の収集伝達活動を行う。 ・危機管理室長は、町長、副町長、教育長、総務課長に被害状況等の報告を行う。	①　住民税務課長、農業振興課長、地域整備課長、地域強靭化対策室長、危機管理室長、危機管理係。農業振興係・農政企画係・建設企画係・農村整備係・水道係・下水道係・地域強靭化対策室のうち指定する職員。また、必要に応じてその他の課の職員 ②　事態の推移に伴い速やかに警戒２号配備体制に移行できる体制とする。	災害対策警戒班
警戒２号移行配備（気象）	①　台風接近時等の大雨、洪水注意報発表時で降雨量、河川の水位が上昇し続けたとき。 ②　事態の推移に伴い速やかに警戒２号配備体制に移行できる体制をとる。	・被害情報等の災害関連情報の収集伝達活動を行う。 ・警戒２号配備体制のための各課職員招集を行う。	①　町長、副町長、教育長 ②　課長職全員 ③　地域整備課・地域強靭化対策室・危機管理係の全職員 ④　農業振興係・農政企画係の指定する職員	災害対策警戒班

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
警戒２号配備（地震気象）	①　台風接近時等の大雨洪水警報発表時で、町域に局地的な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想されるとき。 ②　土砂、浸水、洪水キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）（気象庁ＨＰ）により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき。 ③　高齢者等避難の発令（警戒レベル３）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ④　町域において震度４の地震が観測されたとき。 ⑤　町長が職員による警戒が必要であると認めたとき。	・本部員部長、次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	①　警戒１号及び警戒２号移行配備配備職員に加えて、各係長以上の職員及び指定する職員 ②　事態の推移に伴い速やかに非常１号配備体制に移行できる体制とする。 ※　地震震度４の場合は、以下のとおりとする。 ①　町長、副町長、教育長 ②　課長職全員 ③　地域整備課・地域強靭化対策室・危機管理係の全職員 ④　各課の指定する職員	災害対策警戒本部
非常１号配備（地震気象）	①　町域に局地的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で、町長が災害対策連絡本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ②　土砂、浸水、洪水キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）（気象庁ＨＰ）により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき。 ③　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ④　記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ⑤　避難指示の発令（警戒レベル４）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ⑥　町域において震度５弱～５強の地震が観測されたとき。 ⑦　その他、町長が特に必要と認めたとき。	・本部員部長、次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	①　町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置する。 ②　全職員 ③　勤務時間外においては、自動発令とする。 ④　事態の推移に伴い速やかに非常２号配備体制（対策本部の設置）に移行できる体制とする。	災害対策連絡本部設置

区分	配備該当基準	活動内容	配備体制	
非常2号配備（地震気象）	①　大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合で、町長が対策本部による応急対策活動が必要であると認めたとき。 ②　大雨特別警報（警戒レベル５相当情報）が発表されたとき。 ③　土砂、浸水、洪水キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）（気象庁ＨＰ）により、町域内に「災害切迫（黒色表示)」が表示されたとき。 ④　救助法による救助活動が適用される災害が発生したとき。 ⑤　町域において震度６弱以上の地震が観測されたとき。	・本部員部長、次長及び班長並びに班員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。	①　町長を本部長とする対策本部を設置し、町各課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする。 ②　全職員 ③　勤務時間外においては、自動発令とする。 ④　事態の推移に伴い、必要に応じて町会計年度任用職員等に参集を要請する。	対策本部設置

※各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制により参集する。

非常（警戒）配備　職員の動員構成表

課名 （本部各部名）	本部班名	平常時係名	警戒 １号 配備	警戒 ２号 移行 配備 ※風水害 のみ	警戒２号配備		非常１号配備		非常２号配備	
					風水害	地震 震度４	風水害	地震 震度５弱 ～５強	風水害	地震 震度６弱 以上
町長	本部長			○	○	○	全 員		全 員	
副町長、教育長	副本部長			○	○	○				
課長	部長・次長		△	全員	全員	全員				
課長補佐	班長				全員	△				
総務課 議会事務局 デジタルファースト推進室 （総務部）	総務班	総務係、議会事務局 デジタルファースト推進室			係長以上	△				
	財政管財班	財政係、管財係			係長以上	△				
まちづくり課 （企画部）	地域班	企画調整係、地域支援係			係長以上	△				
	商工班	商工支援係、交流促進係			係長以上	△				
住民税務課 （住民部）	危機管理班	危機管理係	全員	全員	全員	全員				
	衛生班	生活安全係			係長以上	△				
	調査班	税務係、住民係			係長以上	△				
健康福祉課 （福祉部）	福祉班	福祉係、医療年金係、 介護保険係、子育て支援 センター			係長以上	△				
	衛生救護班	地域保健係、地域包括支 援センター			係長以上	△				
農業振興課 （農林部）	農政班	農業振興係、農政企画係	△	△	係長以上	△				
地域整備課 地域強靭化対策室 （建設部）	土木建設班	建設企画係、農村整備 係、地域強靭化対策室	△	全員	全員	全員				
	上下水道班	水道係、下水道係	△	全員	全員	全員				
会計室（出納部）	出納班	会計室			係長以上	△				
教育委員会 教育課（教育部）	教育班	学事係、社会教育係、 社会体育係			係長以上	△				
消防団 最上広域消防 本部南支署		本部								

※　警戒１号配備の△印は、動員配備体制によりあらかじめ指定された職員
（住民税務課長、農業振興課長、地域整備課長、地域強靭化対策室長、危機管理室長、危機管理係、指定係の指定職員）

※　警戒２号移行配備の△印は、動員配備体制によりあらかじめ指定された職員（警戒１号配備の指定係の指定職員）

※　警戒２号配備の△印は、動員配備体制によりあらかじめ指定された職員（各課の指定職員）

※　動員職員に不足が生じたときは、本部及び部長の指示により職員を追加招集するものとする。

※　動員指定されない職員は、配備体制移行に備え自宅待機とする。

職員緊急連絡体制図

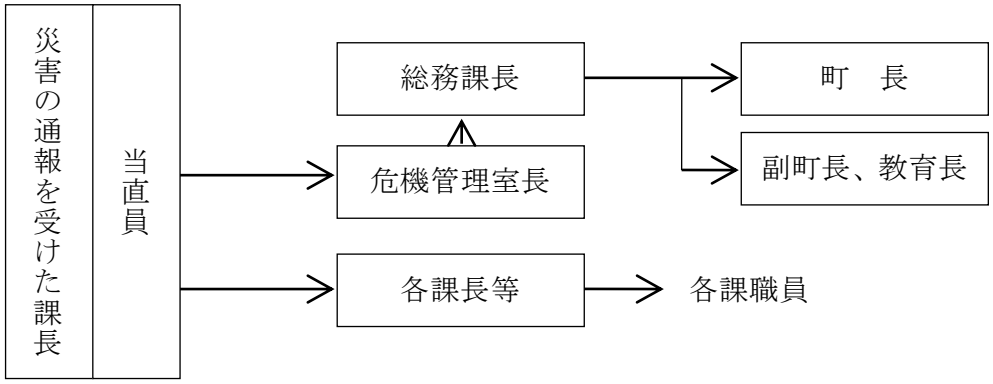

２　配備体制の時期及び内容

（１）災害に対処するため町長は、災害の状況により別に示す配備体制のうち必要な非常（警戒）配備体制を指令する。

（２）町長は災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の課に対し種別の異なる非常（警戒）配備体制を指令する場合がある。

（３）町長は、震度情報・地震情報において、対策本部を設置するまでに至らないと認めたときは、警戒１号配備を指令する。

３　災害対策警戒班・災害対策警戒本部

（１）警戒１号配備

町域に震度３の地震が発生又は、町長が職員による警戒が必要であると認めたときは、あらかじめ指定された課長をはじめ、危機管理室、地域整備課、地域強靭化対策室、農業振興課の少数の職員をもって防災センター又は町役場危機管理室内に災害対策警戒班を編成し、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動等を行う。また、町長、副町長、教育長に被害状況等の報告を行う。

（２）警戒２号配備

町域に震度４の地震が発生又は、町長が職員による警戒が必要であると認めたときは、全課長をはじめ、警戒２号配備に定められた職員をもって、防災センター又は町役場３階会議室に設置し、被害情報等の災害関連情報の収集・伝達活動及び応急対策等を行う。

４　災害対策連絡本部

町域に震度５弱～５強の地震が発生又は、局地的に相当な災害の発生等災害の状況により町長が必要と認めたときに、配備及び災害応急対策の実施を災害対策連絡本部により行う。

災害対策連絡本部は、町長を本部長、副町長、教育長を副本部長とし、町防災センター２階災害対策本部室又は町役場３階会議室に設置する。また、町長不在の場合は、副町長が本部長代行となる。

設置権者は、町長、副町長、教育長、総務課長、危機管理室長の順とする。
災害対策連絡本部の組織及び事務分担は、対策本部の規定を準用する。

５　各部の配備・動員計画

（１）各部長となる課長等は、毎年４月１日をもって職員動員区分報告書を作成し、14 日以内に危機管理室長へ提出する（その他に人事異動があった場合はその日から 14 日以内）。

職員に対する動員区分の指定にあたっては、長期療養中の者を除き、電話又は呼出し電話のある者及び災害時におけるその者の重要度を考慮する。

各課長等は、非常配備体制動員計画を平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに関係職員に対しその旨の周知徹底を図る。

危機管理室長は、各部長となる課長等から提出された職員動員区分報告書に基づいて、毎年４月末日までに動員可能職員数及び非常配備計画との関連において、非常配備職員動員編成表並びに職員連絡一覧表を作成し、町長、副町長、教育長に報告するとともに、全職員にその写しを配付し、周知徹底を行う。

（２）各部の配備・動員計画は、次の内容により作成する。

○　非常配備職員動員編成表	（資料・様式編　様式１）
○　職員参集（予定・報告）表	（資料・様式編　様式１）
○　職員連絡一覧表	（各課で使用のもの）

６　職員の動員配備体制

（１）警戒１号配備

警戒１号配備が指令された場合、危機管理室、地域整備課、地域強靭化対策室、農業振興課のあらかじめ指名されている職員は、以下の業務を行い警戒体制につく。

業務内容
①　災害情報の収集
②　災害情報の伝達
③　災害危険箇所のパトロール
④　住民への広報
⑤　町長、副町長、教育長への報告
⑥　職員動員の連絡のための待機

（２）警戒２号配備

警戒２号配備が指令された場合、警戒１号配備職員に加えて、各課の指定する職員は、本部事務分掌に基づき、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。

（３）非常１号配備・非常２号配備

① 災害対策連絡本部・対策本部の活動

町域に震度５弱～５強の地震が発生又は、町域に局地的に相当な災害が発生し、さらに被害区域の拡大が予想される場合で町長が必要であると認めたときに、非常１号配備の発令とともに災害対策連絡本部を設置し、全職員が事務分掌に基づく応急活動を行う。

町域に震度６弱以上が発生又は､大規模な災害が町域に発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、非常２号配備の発令とともに対策本部を設置し、全職員による応急活動を行う。

７　動員の伝達（連絡）方法

（１）勤務時間中における動員

○　総務課長（総務部長）は、震度情報・地震情報等の発表又はその他災害の状況等により非常配備体制による応急対策の必要を認めたときは、庁内放送及び電話等による関係課長等に非常配備体制を発令し、町長及び副町長、教育長に報告する。

○　町長は総務課長又は危機管理室長の報告により、対策本部設置による応急措置を実施する必要があると認めたときは、対策本部を設置する。

○　対策本部が設置された場合に総務部長は、本部長（町長）の指示に基づき各部長に連絡し、非常配備体制を速やかに伝達する。

○　各部長は、配備体制が発令されたときは、各部次長に連絡するとともに、任務分担に基づき各部連絡員を配し、所属職員に災害活動を指示する。

勤務時間中における連絡伝達系統図

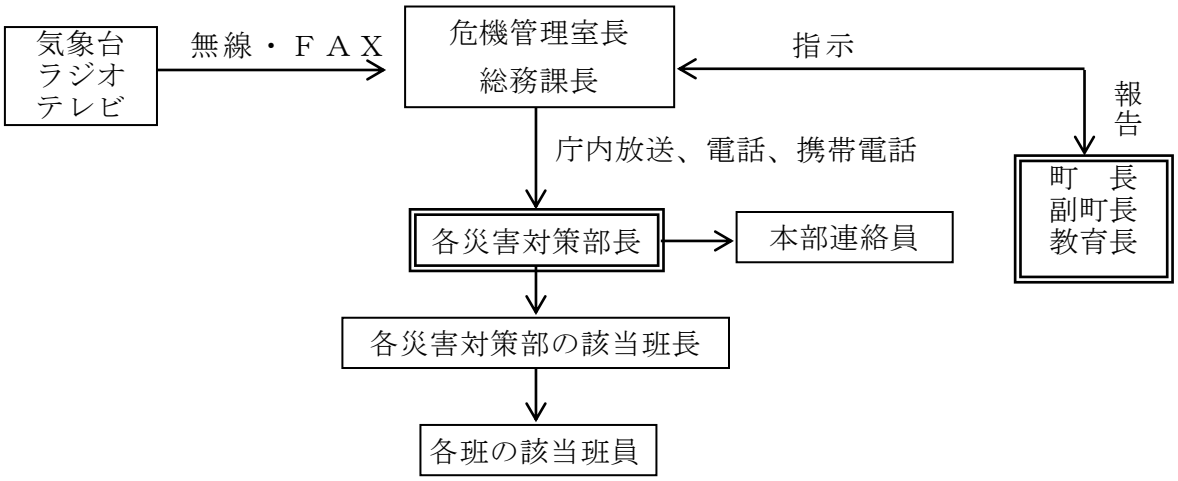

（２）夜間・休日等の勤務時間外における動員

夜間・休日等の勤務時間外において、震度情報・地震情報等の発表されたとき、又は災害が発生した場合は、おおむね次のような手順により迅速かつ適切

な初動体制確立に努め、初期応急措置に万全を期する。

① 退庁後における職員への連絡方法

各部長は、各部の班長の住所及び連絡方法を把握しておく。各部の該当班の長は、班所属の職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるようにしておく。

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部員（班員）を職員連絡一覧表を利用し招集する。部員の招集は、原則として電話で行うこととなるが、その連絡伝達系統は次のとおりとする。

勤務時間外における連絡伝達系統図（夜間・休日等）

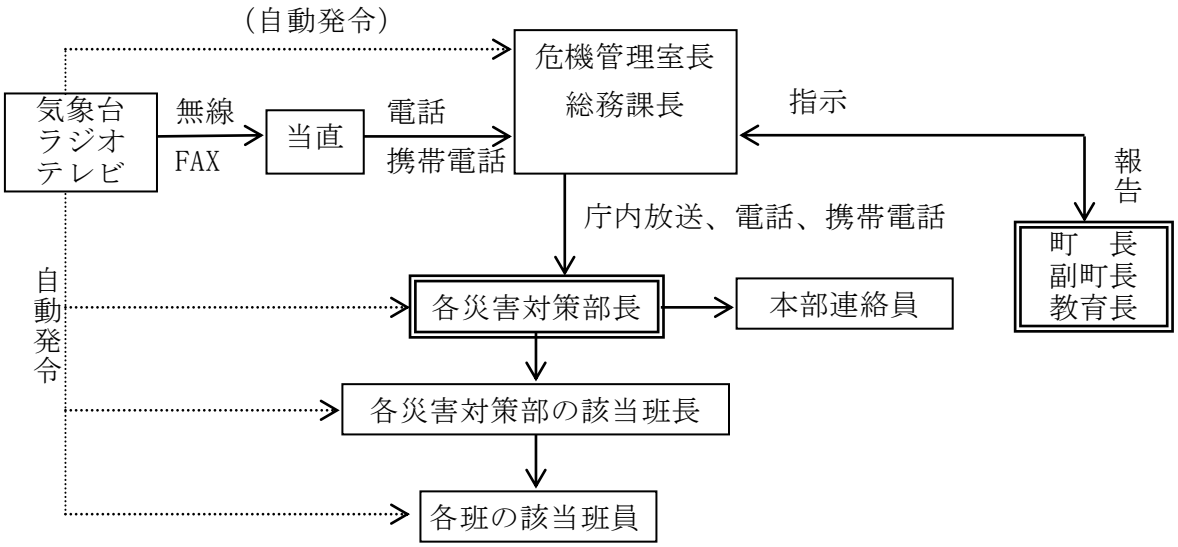

② 職員参集の原則（自主参集）

町職員は、夜間・休日等の勤務時間外に震度情報・地震情報等の発表を知ったときは、指令の有無に関わらず配備相当の動員指令が自動的に発令されたものとして参集し、直ちに応急活動を行うものとする。

8　動員状況の報告及び職員の服務

（1）動員状況の報告

各班の長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を所属部長を通じて総務部長に報告する。

報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降本部長が特に指示した場合を除き 60 分毎とする。

総務部長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

※　職員動員に関する様式　　（資料・様式編　様式１）

（2）非常時の措置

① 災害の状況により、勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設

に参集し、勤務場所へ連絡をとるとともに各施設の責任者の指示に基づき災害応急対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者に連絡する。

② 災害のため緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、貸与されている災害時用の作業服、ヘルメット、長靴等を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

③ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

※ 舟形町の報告様式 （資料・様式編 様式３）

第３款　広域応援計画

地震による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、町内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

１　広域応援計画フロー

第２編第２章第１節第３款「１　広域応援計画フロー」を準用する。

２　町の措置

第２編第２章第１節第３款「２　町の措置」を準用する。

３　他市町村への応援

第２編第２章第１節第３款「３　他市町村への応援」を準用する。

４　消防の広域応援

第２編第２章第１節第３款「４　消防の広域応援」を準用する。

５　広域応援・受援体制

第２編第２章第１節第３款「５　広域応援・受援体制」を準用する。

第４款　被災県等への広域応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な災害発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

１　広域応援体制

第２編第２章第１節第４款「１　広域応援体制」を準用する。

２　被災した他県等への広域応援活動

第２編第２章第１節第４款「２　被災した他県等への広域応援活動」を準用する。

第５款　広域避難計画

大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入の手順等について定める。

１　他の自治体への広域避難要請

第２編第２章第１節第５款「１　他の自治体への広域避難要請」を準用する。

２　他県等からの避難受入要請への対応

第２編第２章第１節第５款「２　他県等からの避難受入要請への対応」を準用する。

第６款　自衛隊災害派遣計画

地震による大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

１　自衛隊災害派遣計画フロー

第２編第２章第１節第６款「１　自衛隊災害派遣計画フロー」を準用する。

２　自衛隊の災害派遣基準等

第２編第２章第１節第６款「２　自衛隊の災害派遣基準等」を準用する。

３　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

第２編第２章第１節第６款「３　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」を準用する。

４　自衛隊災害派遣要請依頼の手続き

第２編第２章第１節第６款「４　自衛隊災害派遣要請依頼の手続き」を準用する。

５　自衛隊の自主派遣

（１）自衛隊は、県内において震度５弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

（２）自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 83 条第２項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

①　関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

②　知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

③　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

④　上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

（３）　自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理する。

（４）自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

（５）知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

６　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

第２編第２章第１節第６款「６　自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き」を準用する。

７　自衛隊との連絡調整

第２編第２章第１節第６款「７　自衛隊との連絡調整」を準用する。

８　自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

第２編第２章第１節第６款「８　自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備」を準用する。

９　自衛隊災害派遣部隊の撤収

第２編第２章第１節第６款「９　自衛隊災害派遣部隊の撤収」を準用する。

10　救援活動経費の負担

第２編第２章第１節第６款「10　救援活動経費の負担」を準用する。

11　派遣要請先及び連絡窓口

第２編第２章第１節第６款「11　派遣要請先及び連絡窓口」を準用する。

第２節　情報収集伝達関係

第１款　通信計画

地震による災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

１　通信計画フロー

第２編第２章第２節第１款「１　通信計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　防災通信施設の運用体系

第２編第２章第２節第１款「２　防災通信施設の運用体系」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

３　災害発生時の通信連絡

第２編第２章第２節第１款「３　災害発生時の通信連絡」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

４　通信施設の被害対応

第２編第２章第２節第１款「４　通信施設の被害対応」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

第２款　地震情報等伝達計画

地震による被害を最小限にとどめるため、町、国、県及び放送機関等の防災関係機関が、地震情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

１　地震情報等

（１）地震情報等の発表

山形県に関わる地震情報等は、気象業務法第 15 条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、町及び住民へと伝達されるが、その流れは「地震情報等伝達経路図」により伝達する。

なお、地震情報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

①　「地震情報」は、震度３以上を観測した場合、（３）に揚げる情報のうち「震度速報」が地震発生約１分半後に発表され、その後震源に関する情報等が順次発表される。

（２）緊急地震速報

最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

（３）地震情報の種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。

地震情報の種類	発表基準	内　容
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多発発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km（※令和５年２月からは250m）四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後（※令和５年２月からは約10分後）に気象庁ホームページに掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（４）舟形町の地震情報に用いる地域名称

舟形町における地震情報に用いる震度の地域名称は、「山形県最上」である。

２　地震情報等の伝達

町、山形地方気象台、県（防災危機管理課）、県警察本部及び防災関係機関は、「地震情報等伝達経路図」により伝達を行う。

（１）山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した地震情報等を防災情報提供システム等により県、県警察本部、放送機関及びその他の防災関係機関へ伝達する。

なお、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を設置している機関は、気象庁から消防庁を経由し、伝達を受けることもできる。

（２）県（防災危機管理課）

県は伝達された地震情報等を、県防災行政無線等により速やかに町、最上広域消防本部及び関係機関に伝達する。

（３）町及び消防本部

町及び最上広域消防本部は、伝達された地震情報等を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

（４）放送機関

放送機関は、伝達された地震情報等を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

（５）その他関係機関

その他の関係機関は、伝達された地震情報等を、速やかにその所属機関へ伝達する。

地震情報等伝達経路図

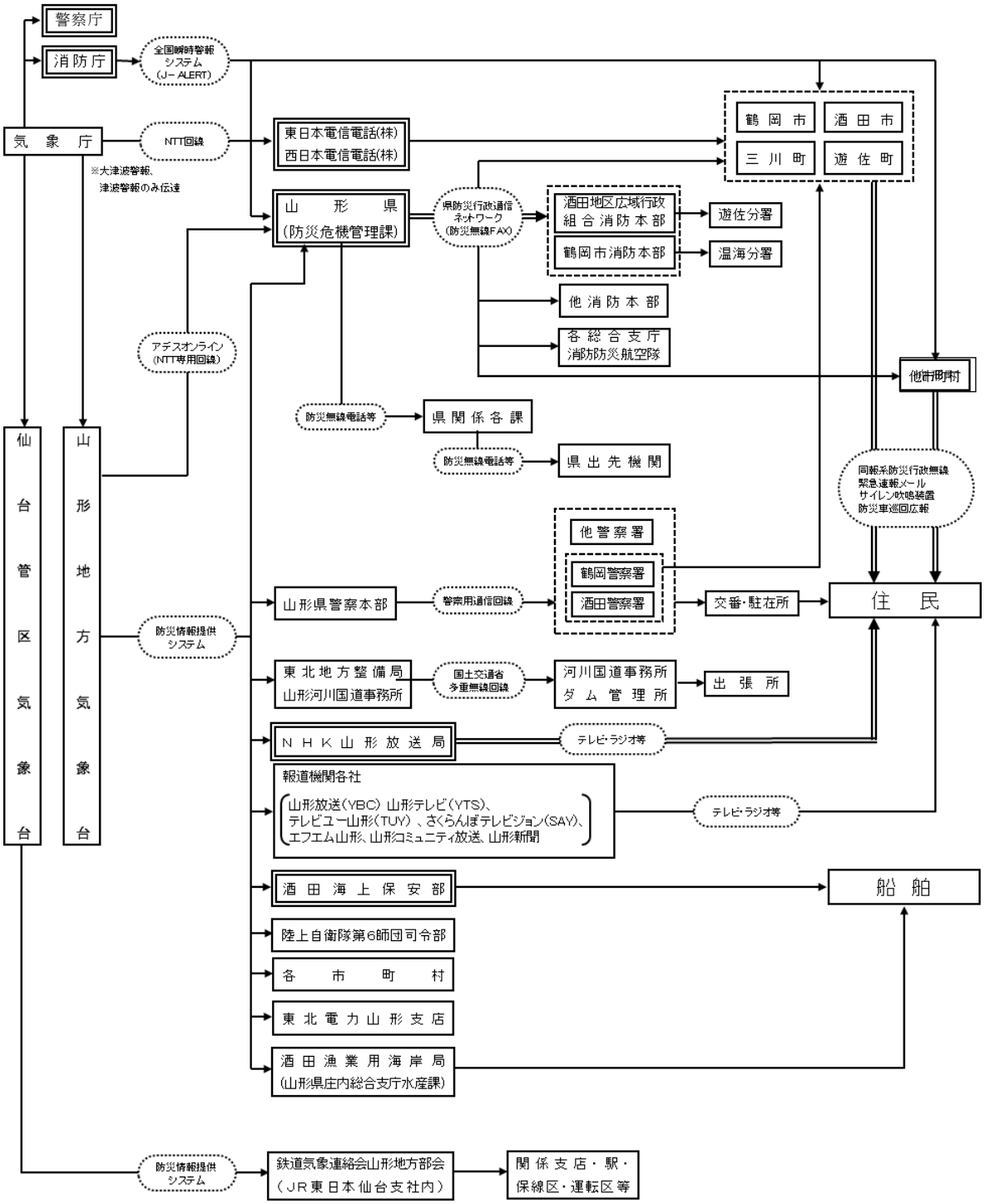

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

第３款　災害情報の収集・伝達計画

地震による災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

１　災害情報収集・伝達計画フロー

第２編第２章第２節第３款「１　災害情報収集・伝達計画フロー」を準用する。

２　災害情報の収集

町長は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、把握した被害状況、応急対策活動状況及び対策本部の設置状況等について県に報告する。

また、避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

（１）災害情報等収集体制

町長は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって状況把握にあたらせるとともに、町内会、消防団等と連携して各地区ごとの調査を行う。

（２）収集すべき災害情報等の内容

①　災害発生のおそれのある異常な現象
②　災害発生の時間及び場所
③　災害の種別及び規模
④　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
⑤　住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
⑥　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
⑦　出火件数又は出火状況
⑧　二次災害危険箇所（高圧ガス漏えい事故など）
⑨　輸送関連施設被害（道路、鉄道）
⑩　ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設・農業集落排水施設被害）
⑪　避難状況、救護所開設状況
⑫　対策本部設置等の状況
⑬　災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

３　被害状況の調査

第２編第２章第２節第３款「３　被害状況の調査」を準用する。

４　防災情報システムの活用

第２編第２章第２節第３款「４　防災情報システムの活用」を準用する。

５　被害関連情報の報告

町は、被害が発生した場合は、災害関連情報等を集約し、最上総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合は、県防災危機管理課に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告する。

また、必要に応じて、災害情報を自衛隊・ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、本節第４款「広報計画」による。）。

（１）県に対する報告

町は、震度４以上の地震が発生した場合及び震度３以下の地震であっても被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、報告する。

ただし、緊急を要する場合には、県（防災危機管理課）に直接報告する。

報告の方法等については、山形県災害報告取扱要領等の定めるところによる。それぞれの災害情報の収集・伝達経路は次のとおりである。

主な災害情報の収集・伝達経路

災害情報	伝達経路
人・住家被害等 全般的被害	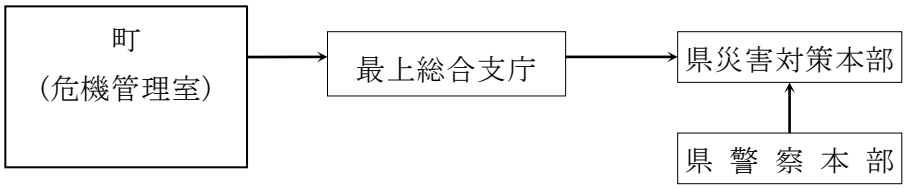
道路被害	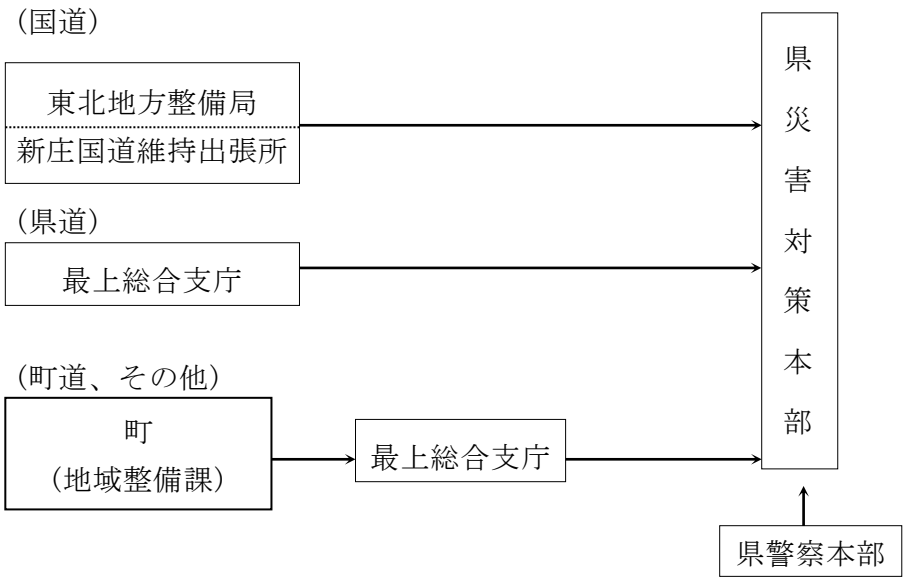
土砂災害被害	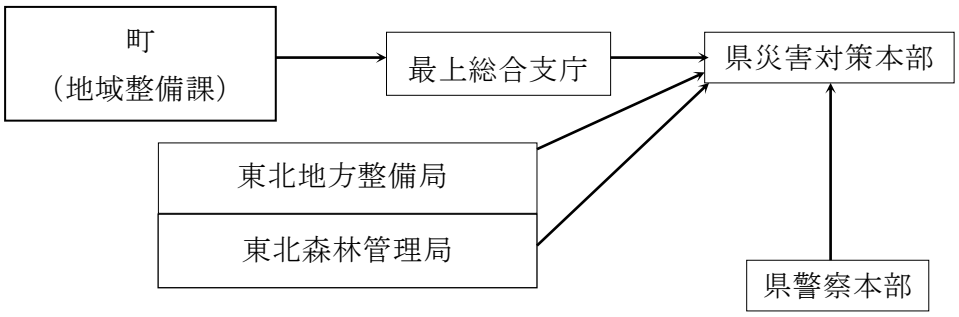
鉄道施設等被害	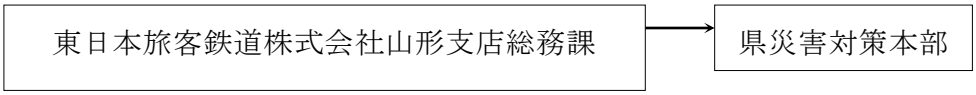
上水道施設被害	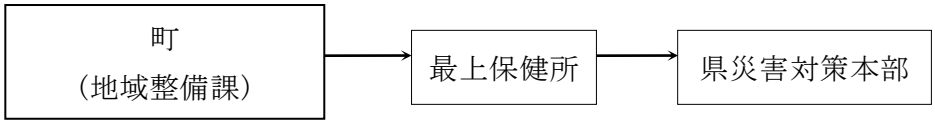
下水道施設・農業 集落排水施設被害	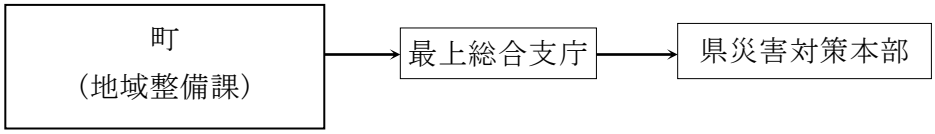

災害情報	伝　達　経　路
電信電話施設被害	東日本電信電話株式会社 山形支店 → 県災害対策本部
電力施設被害	東北電力株式会社 山形支店企画管理部門（総務広報） 東北電力ネットワーク株式会社山形支社 （総務広報） → 県災害対策本部
医療機関等被害	町（健康福祉課） ⇢ 最上保健所 → 県災害対策本部
公立文教施設被害	町 （教育委員会等） → 最上教育事務所 → 県災害対策本部

（２）消防庁に対する報告

①　県に報告ができない場合

県との通信手段が途絶するなど、被害状況により前記の県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。

②　消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等速報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）により、町内において次の災害が発生した場合には、消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告することとなっており、町はこれに協力する（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととなっている。）。

ア　火災等即報

イ　交通機関の火災

（ア）航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）

（イ）トンネル内車両火災

（ウ）列車火災

ウ　危険物等に係る事故

(ア)危険物を貯蔵し又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該施設の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの

(イ)危険物等を貯蔵し又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ａ　河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの

b　大規模タンクからの危険物等の漏えい等

(ウ)道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　救助・救急事故速報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30人以上発生し又は発生するおそれのある救助・救急事故で、次に掲げるもの

（ア）列車・バスの衝突、転覆等の事故

オ　災害速報

地震が発生し、町域で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

６　異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関して定める。

（１）数日以上にわたり頻繁に感じるような地震等、災害が発生するおそれがある異常を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

（２）警察官が通報を受けた場合は、速やかにその旨町長に連絡しなければならない。

（３）町長又は町長からその委任を受けた町の職員は、状況に応じて基本法第 65 条に基づき応急措置従事命令の権限を行使する。

（４）通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

①　最上総合支庁及び山形地方気象台
（状況により、県防災危機管理課へ直接通報）

②　新庄警察署及びその他の防災関係機関

③　近隣市町村

（５）町長は、（４）による通報と同時に住民に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

異常現象を発見した者の通報・伝達経路

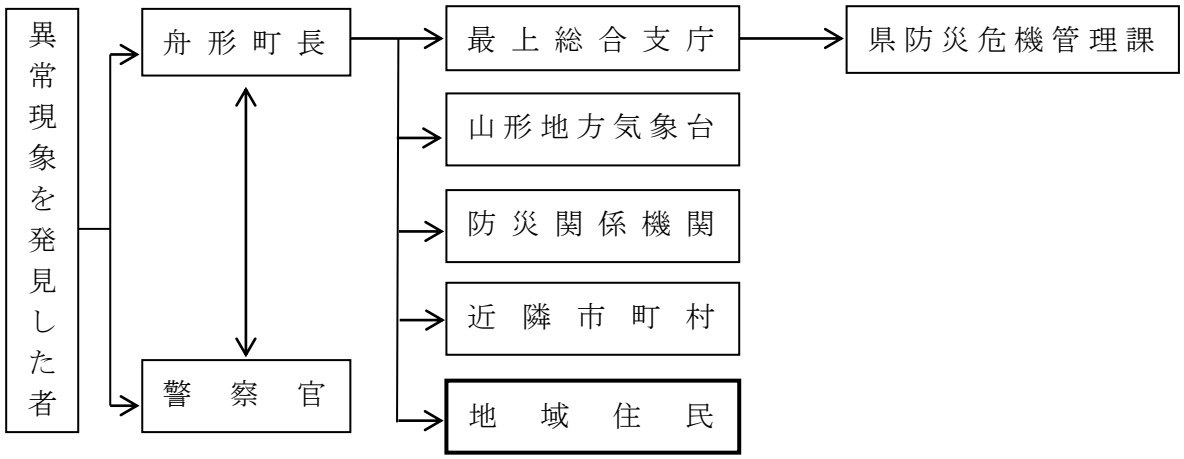

第４款　広報計画

地震による災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

１　広報計画フロー

第２編第２章第２節第４款「１　広報計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　基本方針

第２編第２章第２節第４款「２　基本方針」を準用する。

３　広報担当

第２編第２章第２節第４款「３　広報担当」を準用する。

４　広報活動

第２編第２章第２節第４款「４　広報活動」を準用する。

５　報道機関への発表

第２編第２章第２節第４款「５　報道機関への発表」を準用する。

６　被災者等への情報伝達活動

第２編第２章第２節第４款「６　被災者等への情報伝達活動」を準用する。

７　災害発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報内容と調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

（１）地震発生直後（地震発生後おおむね３～４時間以内）

①　山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

②　放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

③　各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

（２）災害応急対策初動期（地震発生後おおむね２日以内）

①　安否情報

②　住民に対する避難指示等

③　給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

④　避難所の開設状況

（３）災害応急対策本格稼働期（地震発生後おおむね３日以降）

①　消毒・衛生及び医療救護情報

②　小中学校の授業再開予定

③　被害認定・り災証明書の発行

④　応急仮設住宅への入居に関する情報

（４）復旧対策期

①　り災証明書の発行

②　生活再建資金の貸付け

③　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

④　その他生活再建に関する情報

８　広報資料の作成

第２編第２章第２節第４款「８　広報資料の作成」を準用する。

９　広報の実施

第２編第２章第２節第４款「９　広報の実施」を準用する。

10　相談窓口の開設

第２編第２章第２節第４款「10　相談窓口の開設」を準用する。

第３節　避難計画

地震後さらに続いて起こる地震、地震に伴う二次被害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

１　避難指示等応急対策フロー

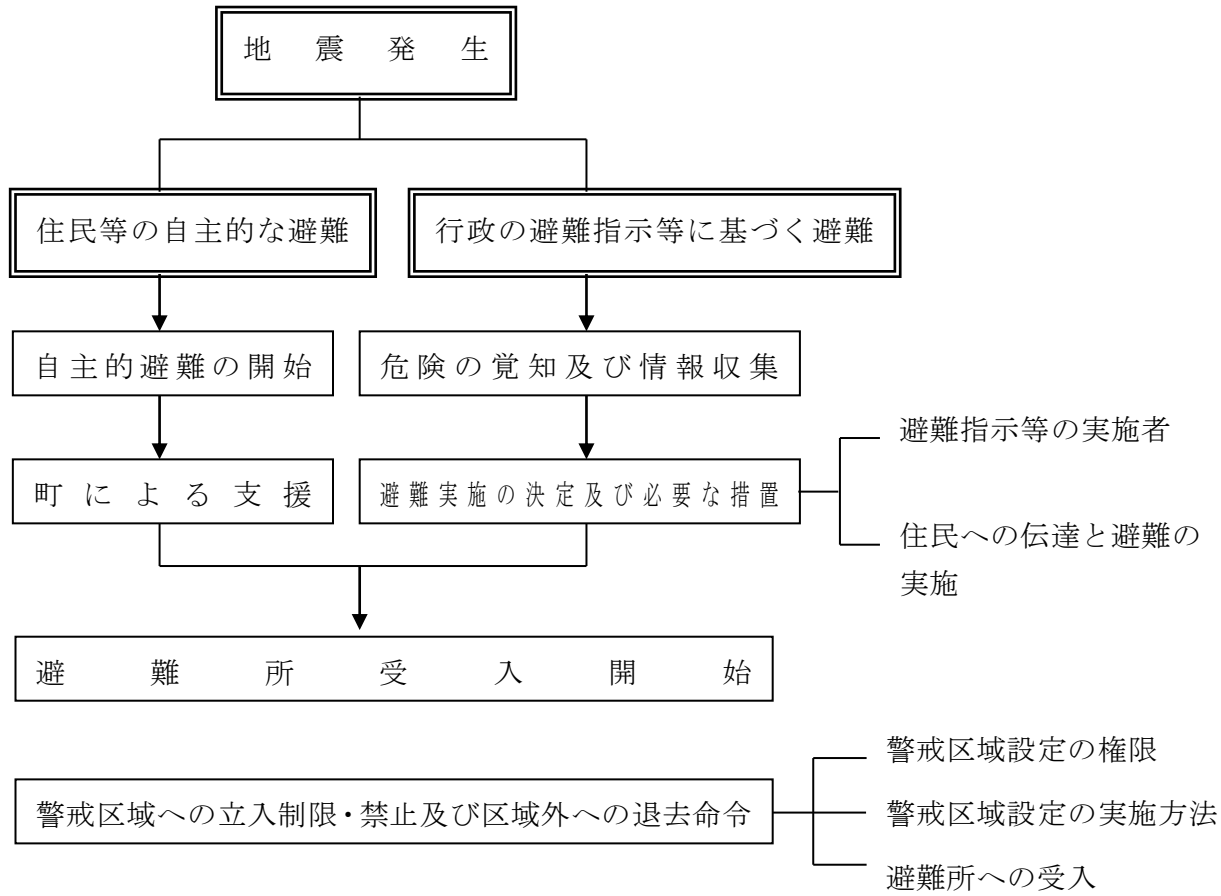

※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

２　住民等の自主的な避難

第２編第２章第３節「２　住民等の自主的な避難」を準用する。

３　避難指示等に基づく避難

（１）危険の覚知及び情報収集

①　地震等の情報を収集するとともに、町内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等

の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

② 町は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

また、災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。

③ 土砂災害防止法第 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難指示を発令する。

（2）避難実施の決定及び必要な措置

① 避難指示等の実施者

避難指示の発令は、法第 60 条に基づき、原則として町長が実施する。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、町長のほか、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

<table>
<tr><th></th><th>警戒レベル</th><th>実施責任者</th><th>措置</th><th>実施の基準
避難指示等を実施した場合の通知等</th></tr>
<tr><td>高齢者等避難</td><td>3</td><td>町長</td><td>・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ</td><td>・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。
・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難をよびかける。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難指示</td><td rowspan="3">4</td><td rowspan="2">町長</td><td rowspan="2">・立退き避難の指示
・立退き先の指示</td><td>・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合
→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。</td></tr>
<tr><td>町長→（報告）→知事</td></tr>
<tr><td>知事</td><td>・立退き避難の指示
・立退き先の指示</td><td>・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合
→避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示</td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td>5</td><td>町長</td><td>・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ</td><td>・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき。</td></tr>
</table>

	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準 避難指示等を実施した場合の通知等
				※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
				町長→（報告）→知事
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退き避難の指示	・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。（水防法第29条）
				水防管理者→（通知）→警察署長
		知事、又はその命を受けた県職員	・立退き避難の指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。（地すべり等防止法第25条）
				知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
		警察官	・立退き先の指示	・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（基本法第61条）
				警察官→（通知）→町長→（報告）→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第４条）
				警察官→（報告）→公安委員会
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置（自衛隊法第94条）
				自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

② 住民等への伝達及び避難の実施

ア 高齢者等避難の内容

（ア）警戒レベル

（イ）要避難準備対象地域

（ウ）避難準備理由

（エ）避難先

（オ）避難経路

（カ）避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

（ア）警戒レベル

（イ）要避難対象地域

（ウ）避難理由
（エ）避難先
（オ）避難経路
（カ）避難時の注意事項等
ウ　緊急安全確保の内容
（ア）警戒レベル
（イ）災害発生区域
（ウ）災害概況
（エ）命を守るための最善の行動をとること
エ　避難の広報
（ア）避難指示は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。
（イ）町は、避難行動要支援者への指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
オ　避難誘導
町は、河川の増水、土砂災害等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。
町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
町、新庄警察署及び最上広域消防本部による誘導にあたっては、可能な限り町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
町は、地域又は町内会単位に避難集団を形成するため、新庄警察署及び最上広域消防本部の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
カ　避難経路
（ア）避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、避難経路の周知・徹底を図る。
（イ）災害時に避難経路を選択するにあたっては、周囲の状況を検討し、浸水や土砂災害等のおそれのある危険箇所を避ける。
キ　避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

ク　避難順位

(ア)災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者及び避難行動要支援者を優先して行う。

(イ)浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

ケ　携帯品の制限

(ア) 携帯品は、必要最小限の食料、日用品、医薬品等とする。

(イ)避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

コ　危険防止措置

(ア)避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ)避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

サ　自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

シ　その他避難誘導にあたっての留意事項

(ア) 要配慮者及び避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者及び避難行動要支援者の実態に応じて避難誘導を実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織や避難支援者の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉避難所及び要配慮者利用施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

(イ) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町及び最上広域消防本部又は県消防防災ヘリコプターにおいて対応する。

4　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

第２編第２章第３節「５　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去

命令」を準用する。

５　積雪期の避難対策

第２編第２章第３節「６　積雪期の避難対策」を準用する。

６　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

第２編第２章第３節「７　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第４節　避難所運営計画

地震による災害発生時に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

１　避難所運営計画フロー

第２編第２章第４節「１　避難所運営計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　避難所への受入と必要な措置

（１）避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民が家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設にあたっては次の事項に留意する。

ア　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ　避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて 福祉避難所を開設する。

エ　特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道

路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ　災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

（２）開設初期に必要な措置

①　避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者等にかかる情報の把握に努める。

②　避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③　物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要となる物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

ア　食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）
イ　毛布
ウ　日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
エ　医薬品（常備薬、救急箱等）
オ　生理用品
カ　暖房器具、カイロ（冬期の場合）
キ　簡易トイレ（トイレットペーパー）
ク　飲料水
ケ　燃料

④　通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎等との通信手段を確保する。

⑤　避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

（３）開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、新庄警察署及び最上広域消防本部等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県(最上総合支庁)に速やかに報告する。

① 避難所開設の日時及び場所
② 開設箇所数及び避難所の名称
③ 避難者数

３ 避難所の運営管理

第２編第２章第４節「３ 避難所の運営管理」を準用する。

４ 避難後の状況の変化に応じた措置

第２編第２章第４節「４ 避難後の状況の変化に応じた措置」を準用する。

５ 運営に係る留意点

第２編第２章第４節「５ 運営に係る留意点」を準用する。

６ 住民の心得

第２編第２章第４節「６ 住民の心得」を準用する。

７ 新型インフルエンザ等感染症対策

第２編第２章第４節「７ 新型インフルエンザ等感染症対策」を準用する。

第５節　災害警備計画

大規模地震発生時に、県警察・新庄警察署は、町と協力のもと災害警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護、公共の安全と秩序を維持する。

１　災害警備計画フロー

第２編第２章第５節「１　災害警備計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　災害警備体制の確立

第２編第２章第５節「２　災害警備体制の確立」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

３　災害警備活動の実施

第２編第２章第５節「３　災害警備活動の実施」を準用する。

４　町・住民及び事業所の役割

第２編第２章第５節「４　町・住民及び事業所の役割」を準用する。

※「災害」を「大規模地震」に読み替える。

第６節　救助・救急計画

大規模な地震による被災者に対し、町、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

１　救助・救急計画フロー

第２編第２章第６節「１　救助・救急計画フロー」を準用する。

２　要救助者の通報・捜索

第２編第２章第６節「２　要救助者の通報・捜索」を準用する。

３　救助体制の確立

第２編第２章第６節「３　救助体制の確立」を準用する。

４　救助活動の実施

第２編第２章第６節「４　救助活動の実施」を準用する。

５　負傷者等の搬送

第２編第２章第６節「５　負傷者等の搬送」を準用する。

第７節　消火活動計画

地震発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、町、地域住民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

１　消火活動計画フロー

第２編第２章第７節「１　消火活動計画フロー」を準用する。

２　初期消火

（１）地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

①　最上広域消防本部消防署南支署等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

②　ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

（２）自主防災組織による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の救急及び救助活動を行う。

３　火災防ぎょ活動

第２編第２章第７節「３　火災防ぎょ活動」を準用する。

※「災害が発生」を「地震が発生」に読み替える。

４　広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような状況の下、町の消防力のみでは災害の防ぎょが困難な場合には、町長又は最上広域消防本部は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の市町村長又は消防本部に対して「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、他市町村長等に対して広域応援を要請する。

応援要請を行う町長又は最上広域消防本部消防長は、他の市町村長又は消防本部の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防本部は、迅速かつ適切な消火、

救助活動等を実施する。

（１）応援要請の手続き

町長又は最上広域消防本部消防長は、他の消防本部に対し応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）。

①　火災の種別
②　火災の状況
③　気象関係
④　今後の判断
⑤　応援消防力及び必要機材
⑥　その他の必要事項

（２）応援受入体制

町長は、応援隊の出動が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第８節　医療救護計画

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために、町、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

１　医療救護計画フロー

第２編第２章第８節「１　医療救護計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

第２編第２章第８節「２　医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供」を準用する。

３　医療救護所の設置

第２編第２章第８節「３　医療救護所の設置」を準用する。

４　医療救護の実施

第２編第２章第８節「４　医療救護の実施」を準用する。

第９節　遺体対策計画

大規模地震に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する多数の遺体について、町は関係機関と連携し、遺体の捜索及び処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

１　遺体対策計画フロー

第２編第２章第９節「１　遺体対策計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　遺体等の捜索

第２編第２章第９節「２　遺体等の捜索」を準用する。

３　遺体の検視（検案）・処置等

第２編第２章第９節「３　遺体の検視（検案）・処置等」を準用する。

４　遺体の埋葬

第２編第２章第９節「４　遺体の埋葬」を準用する。

５　広域応援体制

第２編第２章第９節「５　広域応援体制」を準用する。

第10節　交通輸送関係

第１款　輸送計画

救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

１　輸送計画フロー

第２編第２章第 10 節第１款「１　輸送計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　優先すべき輸送需要

第２編第２章第 10 節第１款「２　優先すべき輸送需要」を準用する。

３　緊急輸送体制の確立

第２編第２章第 10 節第１款「３　緊急輸送体制の確立」を準用する。

４　初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

第２編第２章第 10 節第１款「４　初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保」を準用する。

５　物資拠点の確保

第２編第２章第 10 節第１款「５　物資拠点の確保」を準用する。

第２款　道路交通計画

道路交通機能の確保を図るため、道路管理者及び県警察・新庄警察署が実施する道路交通の応急対策について定める。

１　道路交通計画フロー

第２編第２章第 10 節第２款「１　道路交通計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　災害の未然防止

第２編第２章第 10 節第２款「２　災害の未然防止」を準用する。

３　発災直後の被災地の交通路確保

第２編第２章第 10 節第２款「３　発災直後の被災地の交通路確保」を準用する。

４　情報の収集・伝達

第２編第２章第 10 節第２款「４　情報の収集・伝達」を準用する。

５　道路法に基づく緊急措置

第２編第２章第 10 節第２款「５　道路法に基づく緊急措置」を準用する。

６　基本法に基づく交通の規制等の措置

第２編第２章第 10 節第２款「６　基本法に基づく交通の規制等の措置」を準用する。

７　緊急輸送道路の啓開

第２編第２章第 10 節第２款「７　緊急輸送道路の啓開」を準用する。

８　緊急交通路の確保

第２編第２章第 10 節第２款「８　緊急交通路の確保」を準用する。

９　緊急通行車両の想定

第２編第２章第 10 節第２款「９　緊急通行車両の想定」を準用する。

10　道路施設の応急復旧

第２編第２章第 10 節第２款「10　道路施設の応急復旧」を準用する。

11　災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

第２編第２章第 10 節第２款「11　災害発生時の自動車運転者のとるべき措置」を準用する。

第３款　鉄道路災害応急計画

鉄道事業者は、地震による被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、災害応急対策を実施する。

１　鉄道路災害応急計画フロー

第２編第２章第 10 節第３款「１　鉄道路災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　対策本部の設置

第２編第２章第 10 節第３款「２　対策本部の設置」を準用する。

※「災害が」を「地震による災害が」に読み替える。

３　情報の伝達

（１）施設指令は、気象庁及び山形地方気象台より発表される地震情報等の情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所に伝達する。

（２）輸送指令は、ＳＩ値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

４　旅客及び公衆等の避難

第２編第２章第 10 節第３款「４　旅客及び公衆等の避難」を準用する。

※「災害の発生」を「地震の発生」に読み替える。

５　消火及び救助活動

第２編第２章第 10 節第３款「５　消火及び救助活動」を準用する。

※「災害その他の原因」を「地震その他の原因」に読み替える。

６　運転規制の実施

第２編第２章第 10 節第３款「６　運転規制の実施」を準用する。

※「災害が発生」を「地震が発生」に読み替える。

７　応急復旧

第２編第２章第 10 節第３款「７　応急復旧」を準用する。

８　住民に対する広報

第２編第２章第 10 節第３款「８　住民に対する広報」を準用する。

９　県への報告

第２編第２章第 10 節第３款「９　県への報告」を準用する。

第11節　各種施設災害応急対策関係

第１款　土砂災害防止施設災害応急計画

地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び県が実施する災害応急対策について次に定める。

１　地盤災害防止施設災害応急計画フロー

第２編第２章第 11 節第１款「１　地盤災害防止施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　土砂災害危険箇所の現況

第２編第２章第 11 節第１款「２　土砂災害危険箇所の現況」を準用する。

３　土砂災害防止体制の確立

町は、震度４以上の地震が発生した場合、土砂災害及び水害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

４　被災状況調査

町及び土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度４以上の地震が発生した場合は、必要に応じてパトロールを実施する。

５　住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

６　被害の拡大防止

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

（１）二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に

注意して応急対策を進める。

① 危険箇所の応急対策

町は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

② 監視の継続

町は県と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民注意を呼びかける。また、町は、避難所・避難経路の周知徹底を図る。

（２）施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

⑤ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することを防止するため、シート張りや排水路工事を行う。渓流において、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策

を実施する。

⑥　規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

7　応急復旧

第２編第２章第 11 節第１款「７　応急復旧」を準用する。

第２款　河川施設災害応急計画

地震により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び水害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

１　河川施設災害応急計画フロー

第２編第２章第 11 節第２款「１　河川施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　重要水防箇所の現況

第２編第２章第 11 節第２款「２　重要水防箇所の現況」を準用する。

３　水害防止体制の確立

町は、震度４以上の地震が発生した場合、水害及び土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

４　被災状況調査

町及び施設管理者は、震度４以上の地震が発生した場合、民間協定業者及び防災関係機関と連携・協力して、直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

５　住民の安全確保等

第２編第２章第 11 節第２款「５　住民の安全確保等」を準用する。

※「その後の」を「地震後の」に読み替える。

６　被害拡大防止措置

第２編第２章第 11 節第２款「６　被害拡大防止措置」を準用する。

７　応急復旧

第２編第２章第 11 節第２款「８　応急復旧」を準用する。

第３款　農地・農業用施設災害応急計画

地震により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

１　農地・農業用施設災害応急計画フロー

第２編第２章第 11 節第３款「１　農地・農業用施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　施設の緊急点検

町及び施設管理者は、震度４以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、県、近隣市町村、県警察・新庄警察署及び最上広域消防本部等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

３　被災状況の把握

第２編第２章第 11 節第３款「３　被災状況の把握」を準用する。

４　応急対策及び応急復旧対策の実施

第２編第２章第 11 節第３款「４　応急対策及び応急復旧対策の実施」を準用する。

第４款　ライフライン施設災害応急計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

１　ガス施設対策

第２編第２章第 11 節第４款「１　ガス施設対策」を準用する。

２　電力供給施設対策

第２編第２章第 11 節第４款「２　電力供給施設対策」を準用する。

３　電気通信施設対策

第２編第２章第 11 節第４款「３　電気通信施設対策」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

第５款　下水道施設・農業集落排水施設災害応急計画

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

また、舟形町下水道業務継続計画［地震対策編］に基づき、大規模災害時においても必要な業務を継続して実施する。

１　下水道施設・農業集落排水施設災害応急計画フロー

第２編第２章第 11 節第５款「１　下水道施設・農業集落排水施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　活動体制の確立

第２編第２章第 11 節第５款「２　活動体制の確立」を準用する。

※「災害」を「地震」に読み替える。

３　被災状況の把握及び広報

第２編第２章第 11 節第５款「３　被災状況の把握及び広報」を準用する。

※「浸水」を「地震」に読み替える。

４　応急対策

第２編第２章第 11 節第５款「４　応急対策」を準用する。

５　復旧対策

第２編第２章第 11 節第５款「５　復旧対策」を準用する。

※「浸水」を「地震」に読み替える。

第６款　危険物等施設災害応急計画

地震に伴う危険物等施設の被災により二次災害が発生する危険性がある。このため、危険物等施設の管理者は、災害応急対策を実施し、町はこれに協力する。

１　危険物等施設災害応急計画フロー

第２編第２章第 11 節第６款「１　危険物等施設災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　共通の災害応急対策

第２編第２章第 11 節第６款「２　共通の災害応急対策」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

３　個別の災害応急対策

第２編第２章第 11 節第６款「３　個別の災害応急対策」を準用する。

４　危険物等流出応急対策

第２編第２章第 11 節第６款「４　危険物等流出応急対策」を準用する。

第12節　農林業災害応急計画

大規模地震による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、町、県及び農林業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

１　農林業災害応急計画フロー

第２編第２章第 12 節「１　農林業災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　被害状況の把握

第２編第２章第 12 節「２　被害状況の把握」を準用する。

３　二次災害防止措置

第２編第２章第 12 節「３　二次災害防止措置」を準用する。

４　災害応急対策

第２編第２章第 12 節「４　災害応急対策」を準用する。

第13節　生活支援関係

第１款　食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合における、町及び県が実施する災害応急対策について定める。

１　食料供給計画フロー

第２編第２章第 13 節第１款「１　食料供給計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　食料の調達及び配分

第２編第２章第 13 節第１款「２　食料の調達及び配分」を準用する。

３　食料の輸送

第２編第２章第 13 節第１款「３　食料の輸送」を準用する。

４　食料の衛生管理、栄養指導

第２編第２章第 13 節第１款「４　食料の衛生管理、栄養指導」を準用する。

５　国によるプッシュ型支援

第２編第２章第 13 節第１款「５　国によるプッシュ型支援」を準用する。

第２款　給水・上水道施設応急計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

１　給水・上水道施設応急対策フロー

第２編第２章第 13 節第２款「１　給水・上水道施設応急対策フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　活動体制の確立

第２編第２章第 13 節第２款「２　活動体制の確立」を準用する。

３　被災状況の把握

第２編第２章第 13 節第２款「３　被災状況の把握」を準用する。

４　緊急対策

第２編第２章第 13 節第２款「４　緊急対策」を準用する。

５　応急対策

第２編第２章第 13 節第２款「５　応急対策」を準用する。

第３款　生活必需品等物資供給計画

地震により被災した地域住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

１　生活必需品等物資供給計画フロー

第２編第２章第 13 節第３款「１　生活必需品等物資供給計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　生活必需品の調達及び配分

第２編第２章第 13 節第３款「２　生活必需品の調達及び配分」を準用する。

３　物資の輸送

第２編第２章第 13 節第３款「３　物資の輸送」を準用する。

４　国によるプッシュ型支援

第２編第２章第 13 節第３款「４　国によるプッシュ型支援」を準用する。

５　燃料の供給

第２編第２章第 13 節第３款「５　燃料の供給」を準用する。

第４款　保健衛生計画

地震による災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

１　保健衛生計画フロー

第２編第２章第 13 節第４款「１　保健衛生計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　被災状況等の把握

第２編第２章第 13 節第４款「２　被災状況等の把握」を準用する。

※「災害発生時」を「震災時」に読み替える。

３　活動体制の確立

第２編第２章第 13 節第４款「３　活動体制の確立」を準用する。

４　保健衛生対策の実施

第２編第２章第 13 節第４款「４　保健衛生対策の実施」を準用する。

５　被災動物対策

第２編第２章第 13 節第４款「５　被災動物対策」を準用する。

第５款　廃棄物処理計画

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、最上広域市町村圏事務組合と町が実施する廃棄物処理対策について定める。

１　廃棄物処理計画フロー

第２編第２章第 13 節第５款「１　廃棄物処理計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　災害廃棄物処理

第２編第２章第 13 節第５款「２　災害廃棄物処理」を準用する。

３　ごみ処理

第２編第２章第 13 節第５款「３　ごみ処理」を準用する。

４　し尿処理

第２編第２章第 13 節第５款「４　し尿処理」を準用する。

第14節　文教施設における災害応急計画

地震発生時における園児・児童生徒等の安全確保及び学校等（保育所、小中学校）教育活動の早期回復並びに学校等（保育所、小中学校）以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

１　文教施設における災害応急計画フロー

第２編第２章第 14 節「１　文教施設における災害応急計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　学校等（保育所、小中学校）の応急対策

第２編第２章第 14 節「２　学校等（保育所、小中学校）の応急対策」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

３　学校等（保育所、小中学校）教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

第２編第２章第 14 節「３　学校等（保育所、小中学校）教育施設が地域の避難所等になった場合の措置」を準用する。

４　学校等（保育所、小中学校）以外の文教施設の応急対策

学校等（保育所、小中学校）以外の文教施設の管理者は、大規模な地震が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

（１）館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。

（２）要救護者及び負傷者がいる場合は、最上広域消防本部及び県警察・新庄警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救急作業及び負傷者等の手当て等を行う。

（３）収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。

（４）人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う。）。

（５）応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

５　文化財の応急対策

第２編第２章第 14 節「５　文化財の応急対策」を準用する。

第15節　要配慮者の応急対策計画

地震による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

１　要配慮者の応急対策計画フロー

第２編第２章第 15 節「１　要配慮者の応急対策計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　在宅の要配慮者対策

（１）避難誘導等

町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要になった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

また、町内会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

（２）災害発生直後の安否確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

（３）被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、舟形町地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

①　要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
②　家族（介護者）の有無及びその被災状況
③　介護の必要性
④　施設入所の必要性
⑤　日常生活用具（品）の状況
⑥　常時服用している医薬品等の状況
⑦　その他避難生活環境等

（４）避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は必要に応じて福祉避難所を整備し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

（５）被災後の生活支援

①　社会福祉施設等への緊急入所

町及び県は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、町は近隣市町村に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

②　相談体制の整備

町及び県は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

③　サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、舟形町地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

（６）要配慮者対策機能の強化

町は、災害の状況により必要と認められる場合、県に人的支援を要請し、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

３　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）施設被災時の安全確認・救助・避難

①　施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

②　入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

③　施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

④　夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（２）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（３）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設と調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

４　福祉避難所における要配慮者対策

第２編第２章第 15 節「４　福祉避難所における要配慮者対策」を準用する。

５　外国人の救護対策

第２編第２章第 15 節「５　外国人の救護対策」を準用する。

第16節　自発的支援の受入計画

災害発生時に、町内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、町、県及び関係機関が実施する対策について定める。

１　自発的支援の受入計画フロー

第２編第２章第 16 節「１　自発的支援の受入計画フロー」を準用する。

２　災害ボランティア活動支援

第２編第２章第 16 節「２　災害ボランティア活動支援」を準用する。

３　義援物資の受入・配分

第２編第２章第 16 節「３　義援物資の受入・配分」を準用する。

４　義援金の受入・配分

第２編第２章第 16 節「４　義援金の受入・配分」を準用する。

第17節　応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等の斡旋等により、その援護を推進するために、町及び県等が実施する災害応急対策について定める。

１　応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー

第２編第２章第 17 節「１　応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー」を準用する。

※「災害発生」を「地震発生」に読み替える。

２　住宅被災状況等の調査

第２編第２章第 17 節「２　住宅被災状況等の調査」を準用する。

３　応急住宅の確保

第２編第２章第 17 節「３　応急住宅の確保」を準用する。

４　被災住宅の応急修理

第２編第２章第 17 節「４　被災住宅の応急修理」を準用する。

５　住宅建設資機材の確保

第２編第２章第 17 節「５　住宅建設資機材の確保」を準用する。

６　建物関係障害物の除去

第２編第２章第 17 節「６　建物関係障害物の除去」を準用する。

７　公営住宅の活用

第２編第２章第 17 節「７　公営住宅の活用」を準用する。

第18節　救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される救助法に係る町及び県の運用について定める。

１　救助法による救助フロー

第２編第２章第 18 節「１　救助法による救助フロー」を準用する。

２　救助法適用の判定

第２編第２章第 18 節「２　救助法適用の判定」を準用する。

３　被害状況等の判定基準

第２編第２章第 18 節「３　被害状況等の判定基準」を準用する。

４　適用の手続き

第２編第２章第 18 節「４　適用の手続き」を準用する。

５　救助法による救助の種類と実施体制

第２編第２章第 18 節「５　救助法による救助の種類と実施体制」を準用する。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定化計画

第２編第３章第１節「民生安定化計画」を準用する。

第２節　金融支援計画

第２編第３章第２節「金融支援計画」を準用する。

第３節　公共施設等災害復旧計画

第２編第３章第３節「公共施設等災害復旧計画」を準用する。

第４節　災害復興計画

第２編第３章第４節「災害復興計画」を準用する。

舟形町地域防災計画

発行日　令和５年３月
発　行　山形県　舟形町

〒999-4601
山形県最上郡舟形町舟形263番地
ＴＥＬ：0233-32-2111（代表電話）
ＦＡＸ：0233-32-2117

企画・編集　舟形町　住民税務課